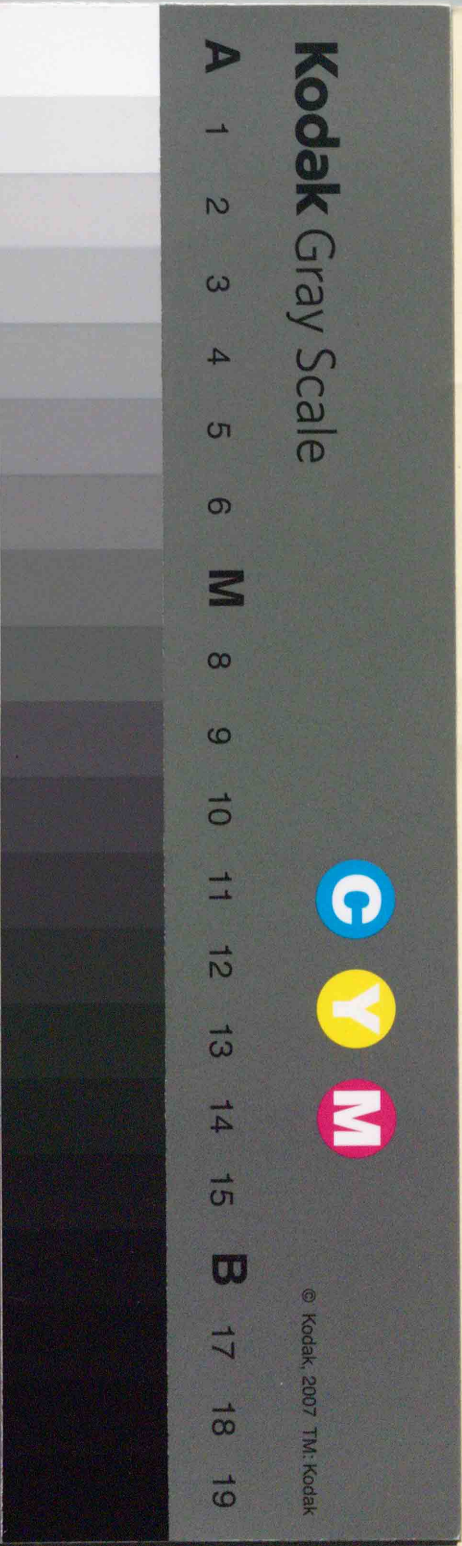
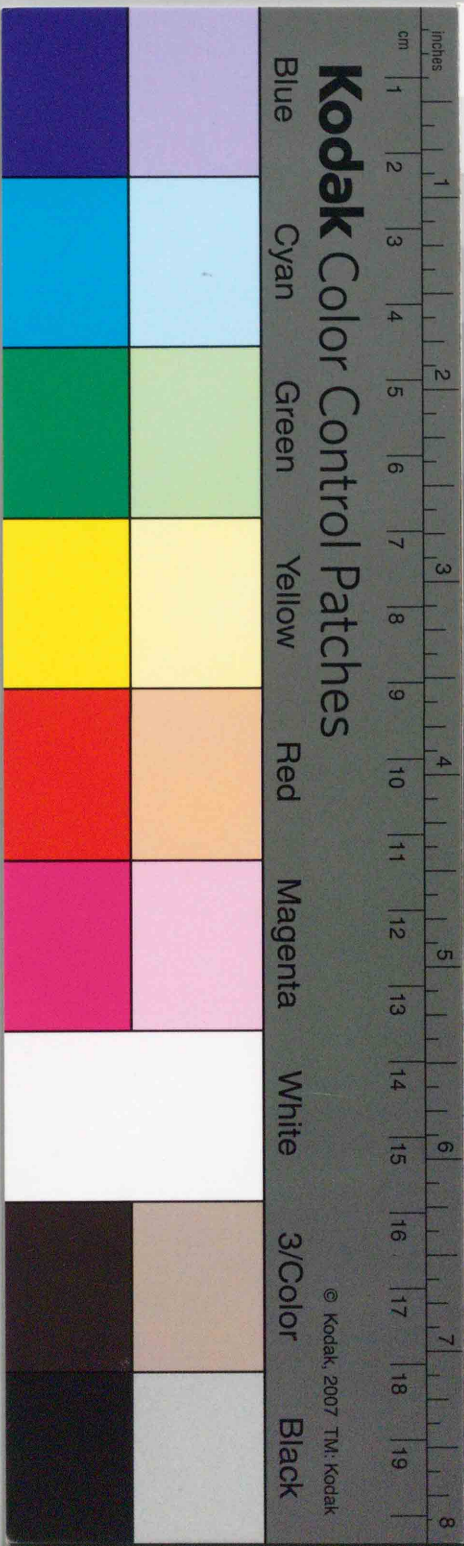
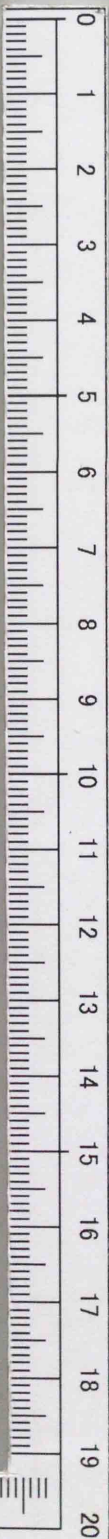


新撰
神皇正統記讀本
全

3759
Ka11
資料室



41698

教科書文庫

4

810

41-1914

20000
40086

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak

3759
Ka14

資 料 室 二月一十年三正大

濟 定 檢 省 部 文

用 科 語 國 校 學 中

金子元臣編

新撰神皇正統記讀本

株式會社 明治書院



緒 言

一、新撰神皇正統記讀本は、中等教育程度の教科書に充てむが爲に、舊本に、刪訂を施せるものなり。

一、本書は、吉野朝の柱石たる准后北畠親房公の著にして、當時、南風競はず、天下、皇統正閏の別あるを知らざる者多きを慨き、上は神代より、下は興國の始に至るまでの皇位の繼承、神器の所在を明にして、吉野朝の正統たるを示せるものなり。その議論正大、筆鋒謹嚴にして、忠誠の情、慷慨の氣、凜として、楮表に活躍せり。實に、古今第一の大史論と稱すべしかし。文章、また、平易流暢にして、精彩あるは、恰も、大江の波を揚ぐるが如し。

一、頭註は、一は、教授上の勞を省かむが爲に、一は、生徒の參考に資

緒 言

せむが爲に、適宜の程度において施したり。
一、今回の新撰に就いては、當局諸家の意見を基礎とし、更に、おのれが實驗の結果を參へて、刪訂を施したり。なほ、隨時訂正して、つとめて完全ならしめむことを期す。

大正三年九月

編者 しるす

新撰神皇正統記讀本目次

| | |
|------|----|
| 天照大神 | 一 |
| 瓊瓊杵尊 | 七 |
| 神武天皇 | 一一 |
| 垂仁天皇 | 一六 |
| 景行天皇 | 一七 |
| 應神天皇 | 二一 |
| 仁德天皇 | 二四 |
| 皇極天皇 | 二六 |
| 稱徳天皇 | 二九 |

所有

| | |
|-------|----|
| 桓武天皇 | 三三 |
| 嵯峨天皇 | 三五 |
| 清和天皇 | 四一 |
| 光孝天皇 | 四七 |
| 醍醐天皇 | 五一 |
| 朱雀天皇 | 五四 |
| 村上天皇 | 五六 |
| 後三條天皇 | 六一 |
| 白河天皇 | 六三 |
| 後白河天皇 | 六六 |
| 二條天皇 | 七一 |
| 高倉天皇 | 七六 |

| | |
|--------|-----|
| 安德天皇 | 七八 |
| 後鳥羽天皇 | 八〇 |
| 仲恭天皇 | 八七 |
| 後嵯峨天皇 | 九一 |
| 龜山天皇 | 九七 |
| 後宇多天皇 | 九八 |
| 後醍醐天皇 | 一〇三 |
| 一、御即位 | 一〇三 |
| 二、元弘の亂 | 一〇七 |
| 三、中興の治 | 一一一 |
| 四、勸賞 | 一一六 |
| 五、人材登用 | 一二二 |

六、不輸の地……………一二五

七、人臣の道……………一二九

八、尊氏の叛……………一三四

九、芳野の行宮……………一三九

目次終



新撰神皇正統記讀本

天照大神

小戸の川
筑前國糟屋郡と
も、又同國早良
郡ともいふ。な
ほ異説多し。

地神、第一代大日靈尊おほひるめ、これを天照大神と申す。又、日神とも、
皇祖とも申すなり。伊弉諾尊、日向の小戸の川にてみそぎし
給ひし時、左の御眼をあらひて、天照大神を生じ、右の御眼を
あらひて、月讀尊を生じ、御鼻をあらひて、素盞烏尊を生じ給
ひき。

ここに、素盞烏尊、父母二神にやはられて、根の國にくだり
給ふべかりしが、天上に詣でて、姉尊に見え奉りて、ひたぶる

1 Fujita 12 Fujita

Handwritten signature or title in cursive.

にいなむと申し給ひければ、ゆるすべしと宣ひき。よりて、天
 上にのぼりましぬ。大海とどろき、山岳なり响えき。この神の
 性たけきが、然らしむるになむ。天照大神驚きましまして、兵
 の備をして待ち給ひぬ。彼の尊、黒き心なきよしを答へ給へ
 ば、さらば誓約をなして、清きか黒きかを知るべし。誓約の御
 中に、女をうませば、きたなき心なるべし。男を生ませば、清き
 心ならむとて、素盞鳥の獻られける、八咫瓊の玉を取り給ひ
 しかば、その玉に感じて、男神化生し給ひぬ。素盞鳥尊悦びて、
 「まさや、あれかちぬ」と宣ひけるによりて、御名を正哉吾勝勝
 速日天忍穗耳尊と申せり。又の説には、素盞鳥尊、天照大神の
 御頸にかけ給へる、御統の瓊玉を乞ひとりて、天の眞名井に
 ふりすすぎ、これをかみ給ひしかば、まづ、吾勝尊うまれまし、

め

その後、猶、四柱の男神うまれ給ひぬ。物ざねはわが物なれば、
 我が子なりとて、天照大神の御子になし給ひぬといへり。

かくて、素盞鳥尊、猶、天上にましけるが、さまさまの科を犯
 し給ひき。天照大神いかりて、天の石窟に籠り給へば、國の内、
 常闇になりて、晝夜のわきまへなかりき。もろもろの神たち
 愁へ歎き給ひぬ。その時、諸神の上首にて、高皇産靈尊といふ
 神ましましき。この神、あめの安河の邊にして、八百萬の神を
 集へて、相議り給ひぬ。その子に、思兼といふ神のたばかりに
 より、石凝姥といふ神をして、日神の御形の鏡を鑄しめき。そ
 のはじめ鑄たりし鏡、諸神の心にあはざりき。次に鑄給ひし
 鏡、うるはしうましましければ、諸神悦びあがめ給ひき。又、天
 明玉神をして、八咫瓊の玉をつくらしめ、天日鷲神をして、青

和幣、白和幣をつくらしめ、手置帆負彦狹知の二神をして、大
 峽、小峽の材を切りて、瑞の殿をつくらしめき。その物、既に備
 りにしかば、天香山の五百箇の眞賢木を根こじにこじて、上
 枝には、八阪瓊の玉を取りかけ、中枝には、八咫の鏡を取りか
 け、下枝には、青和幣、白和幣を取りかけ、天太玉命をして捧げ
 もたしめ、天兒屋命をして祈禱せしめき。天鈿目命、眞辟の葛
 をかづらにし、蘿葛を禪にし、竹の葉、飮憩木の葉を手草にし
 て、著鐸の矛を持ちて、石窟の前にして、俳優をして、相共に歌
 ひ舞ひ、又、庭燎を明にして、常世の長鳴鳥を集へて、互に長鳴
 せしめき。

天照大神きこしめして、我は、この頃、石窟にかくれ居り、葦
 原の中州は常闇ならむ、いかに、天鈿目命、かくゑらぐかとお

青和幣
 白和幣
 天香山
 五百箇
 眞賢木
 根こじ
 天香山の五百箇の眞賢木を根こじにこじて、上枝には、八阪瓊の玉を取りかけ、中枝には、八咫の鏡を取りかけ、下枝には、青和幣、白和幣を取りかけ、天太玉命をして捧げもたしめ、天兒屋命をして祈禱せしめき。天鈿目命、眞辟の葛をかづらにし、蘿葛を禪にし、竹の葉、飮憩木の葉を手草にして、著鐸の矛を持ちて、石窟の前にして、俳優をして、相共に歌ひ舞ひ、又、庭燎を明にして、常世の長鳴鳥を集へて、互に長鳴せしめき。

簸の川上
 大原郡斐伊郷

ぼして、御手を以て、細目にあけて見給ひぬ。この時に、天手力
 雄命といふ神、磐戸の脇に立ち給ひしが、その戸をひきあけ
 て、新殿に移し奉りき。中臣の神、忌部の神、しりくべ繩を引き
 廻して、な歸りましと申し上げけるに、天、始めて晴れて、も
 ろもろともに相見、面みな明に白し。手をのべて歌ひまひて、
 「あはれ、あな、おもしろ。あなたのし。あな、さやけ。おけ。」

かくて、罪を、素蓋鳥尊によせて、おほするに、千座の置戸を
 以てし、首の髪、手足の爪を抜きて、贖はしめ、その罪をはらひ
 て、神、遂にやはれき。彼の尊、天より降りて、出雲の簸の川上
 といふ所に到り給ひぬ。その所に、一人の翁と姥とあり。一人
 の少女をすゑて、かきなでつつ泣きけり。素蓋鳥尊、たそと問
 ひ給へば、我は、これ國神なり。脚摩乳、手摩乳といふ。この少女

天照大神
 天照大神
 天照大神

はわが子なり。奇稻田姫といふ。さきに、八箇の少女ありき。年毎に、八岐の大蛇のために吞まれて、今この少女、また吞まれむとすと申しければ、尊、我にくれむやと宣ふ。勅のままに奉らむと申しければ、この少女を、湯津の爪櫛に取りなし、みづらにさし、八醞の酒を、八の槽に盛りて待ち給ふに、果して、彼の大蛇來り。頭、おのおの、一槽に入れて、吞み酔ひてねぶりけるを、尊は、かせる十握の劍をぬきて、寸寸に切りつ。尾に到りて、劍の又、すこし缺けぬ。割きて見給へば、一つの劍あり。その上に、雲氣ありければ、天の叢雲の劍と名付けぬ。これ、奇しき劍なり。我、何ぞ、あへて、私に置けらむやと宣ひて、天照大神に獻り上げられにけり。その後、出雲の清の地にいたり、宮を建てて、稻田姫と住み給ひぬ。大己貴神を生ましめて、素盞鳥

清
大原郡。

尊は、遂に、根の國にいでましぬ。大汝神、この國にとどまりて、天下を經營し、葦原の地を領し給ひけり。よりて、これを大國主神とも、大物主神とも申す。その幸魂、奇魂は、大倭の三輪の神にます。

三輪
大和國城上郡。

瓊瓊杵尊

第三代、天津彦彦火瓊瓊杵尊、天孫とも皇孫とも申せり。皇祖天照大神、高皇產靈尊、いつきめぐみましまして、葦原の中州の主となして、天降し給はむとし給ひき。爰に、その國の邪神あれ、たやすく下り給ふこと難かりければ、天稚彦といふ神を降して、見せ給ひしに、大汝神の女下照姫にとつぎて、返りごと申さず、三とせになりぬ。よりて、名なし雉を遣して、

瓊瓊杵尊

諏訪の湖
信濃國のなり。

見せられしを、天稚彥射殺しつ。その矢、天上にのぼりて、大神の御前にあり。血に濡れたりければ、怪み給ひて、投げ下されしに、天稚彥新嘗してふせりける。胸に中りて死にぬ。世に、返し矢を忌むは、この故なり。更に、又降さるべき神を擇ばれし時、經津主命、武甕槌神、勅をうけて下りましけり。出雲の國に至り、はかせる劍をぬきて、地につきたてて、その上に居て、大汝の神に、大神の勅を告げしらしめぬ。その子都波八重事代主神、相共に従ひぬと申しぬ。次の子健御名方刀美神、従はずして逃げ給ひしを、諏訪の湖まで追ひて攻められしかば、亦従ひぬ。かくてもろもろの悪神をば罪なへ、まつるへるをばほめて、天上にのぼりて、返りごと申し給ひき。大物主神、事代主神、相共に、八十萬の神を率ゐて、天にまうでぬ。大神、ことに

中臣
兒屋命
忌部
太玉命

勅して宣は
この敷日本書紀
に出づ。

ほめ給ひて、よろしく、八十萬の神を領して、皇孫をまほりまつれとて、かへし下し給ひけり。

その後、天照大神、高皇產靈尊相計りて、皇孫をくだし給ひぬ。八百萬の神、勅を承けて、御供に仕へまつりぬ。諸神の上首三十二神あり。その中に、五部の神と、いふは、天兒屋命、天太玉命、天鈿女命、石凝姥命、玉屋命なり。この中にも、中臣、忌部の二神は、むねと、神勅をうけて、皇孫を扶けまほり給ひぬ。

又、三種の神寶を授けましましぬ。まづ、あらかじめ、皇孫に勅して宣はく、葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可主之地也。宜爾皇孫就而治焉、行矣、寶祚之隆、當與天壤無窮者矣。又大神、御手に、寶鏡を持ちたまひ、皇孫に授けてほぎて、吾兒、視此寶鏡、當猶視吾、可與同床共殿、以爲齋鏡、と宣ひき。八阪瓊の曲

この鏡の如く云々
出處不明。

玉、天叢雲の劍を加へて三種とす。又、この鏡の如くに分明なるを以て、天下に照臨したまへ。八咫瓊のひろがれるが如く、曲妙を以て、天下をしろしめせ。神劍をひきさげて、まつるはぬ者を平げ給へ」と、勅ましましけりとぞ。この國の神靈として、皇統一種、正しくまします。ことまことに、これらの勅に見えたり。

そもそも、彼の寶鏡は、さきに記せる、石凝姥命の作り給へりし八咫の御鏡、玉は八咫瓊の曲玉、玉屋命の作り給へるなり。劍は、素盞烏尊の得給ひて、大神に獻られし叢雲の劍なり。この三種につきたる神勅は、まさしく、國を保ちますべき道なるべし。鏡は、一物をたくはへず、私の心なくして、萬象を照すに、是非善惡の姿顯れずといふことなし。その姿にしたが

一般の
内典(伊弉諾)
外典(伊弉册)

ひて、感應するを徳とす。これ、正直の本源なり。玉は、柔和善順を徳とす。慈悲の本源なり。劍は、剛利決斷を徳とす。智慧の本源なり。この三徳を翁せ受けずしては、天下の治らむこと、まことに難かるべし。神勅明にして、詞つづまやかに、旨ひろし。剩へ、神器にあらはし給へり。いと、かたじけなきことにや。中にも、鏡を本とし、宗廟の正體と仰がれ給ふ。鏡は、明をかたちとせり。心性明なれば、慈悲決斷は、その中にあり。又、まさしく、御影をうつし給ひしかば、深き御心をとどめ給ひけむかし。

神武天皇

人皇第一代、神日本磐余彦天皇と申せり。後に、神武と名づけ奉れり。地神鸕鷀草葺不合尊の第四の子、御母玉依姫、海神

檀原
大和國高市郡。
至りて尊き
を云云
尊も命もミコト
と訓みて、義は
かはることなし。
但こは日本書
紀によられたる
か。

小童の第二の女なり。伊弉諾尊には六世、大日靈尊には五世の天孫にまします。神日本磐余彦と申すは、神代よりのやまと詞なり。神武は、中古となりて、もろこしの詞によりて定め奉れる御名なり。又、この御代より、代毎に、宮所を移されしかば、その所の名を、やがて御名ともす。この天皇をば、檀原の宮とも申す、これなり。又、神代より、至りて尊きを尊といひ、その次を命といへり。人の代となりては、天皇とも號し奉る。臣下にも、朝臣、宿禰、臣などといふ號出で來にけり。神武の御時より始れることなり。上古には、尊とも、命とも、兼ねて稱しけりと見えたり。世くだりては、天皇を尊と申すことも見えず、臣を命といふこともなし。古語の耳なれずなれる故にや。この天皇、御年十五にて、太子に立ち、五十一にて、父の神に

宮崎宮
宮崎郡。
兄の神達
五瀬命、稻飯命、
三毛入野命。

道のついで
の國國
豊前、安藝、吉
備等。

かはりて、皇位に即かしめ給ひき。今年、辛酉の歲なり。筑紫の日向の宮崎の宮におはしましけるが、兄の神達、および皇子、群臣に詔して、東征の事あり。この大八洲は、皆、これ王地なり。神代幽昧なりしによりて、西偏の國にして、多くの年序を送られけるにこそ。

天皇、舟楫をととのへ、甲兵をあつめて、大日本洲に向ひ給ひぬ。道のついで、の國國を平げ、大和に入りまさむとせしに、その國に、天神饒速日尊の御末、宇麻志間見命といふ神あり。外舅を長髓彦といへり。天神の御子、兩種あらむやとて、軍をおこして防ぎ奉りぬ。その軍こはくして、皇軍、しばしば、利を失ひぬ。また、邪神、毒氣を吐きしかば、士卒、皆病みふせりき。茲に、天照大神、健甕槌神を召して、葦原の中州騒ぐ音す。汝ゆき

て、平げよと勅し給ひぬ。健甕槌神申し給ひけるは、昔國を平
 げし時の劍あり。かれを下さば、おのづから平ぎなむと申し
 て、紀伊國名草の村に、高倉下命といふ神にしめして、この劍
 を獻りければ、天皇悦び給ひて、士卒の病み臥せりけるも、皆
 起きぬ。又、神魂命の孫、武津之身命、大鳥となりて、軍の御さき
 に仕うまつりぬ。天皇ほめて、八咫鳥と號し給ひき。又、金色の
 鷗くだりて、皇弓の弭に居たり。その光照り耀けり。これによ
 りて、皇軍、大いに勝ちぬ。宇麻志間見命、その舅のひがめる心
 を知りて、たばかりて殺しつ。その軍を率ゐて、從ひ申しにけ
 り。天皇、甚だほめましまして、天より降れる神劍を授けて、そ
 の大勳にこたふとぞ宣はせける。この劍をば、豊布都の神と
 號す。初は、大和の石上にましましき。後には、常陸の鹿島の神

宮にまします。

かくて、天下、悉く平ぎにしかば、大和の國樞原に、都を定め
 て、宮づくりせり。その制度、天上の儀のごとなりき。天照大神
 より傳へ給へる、三種の神器を、大殿に安置し、床を同じくし
 ましませり。皇宮、神宮、一つなりしかば、國國の御調物をも、齋
 藏（神の安んずる所）に納めて、官物、神物のわい（おご）だめなかりき。天兒屋命の孫、天
 種子命、天太玉命の孫、天富命、専ら、神事をつかさどりぬ。神代
 の例にことならざりき。又、靈時を、鳥見山の中に建てて、天神
 地祇を祭らしめ給ひき。
 この天皇、天下を治め給ふこと七十六年、一百二十七歳おは
 しましき。

鳥見山
 大和國城上郡と
 宇陀郡との堺に
 あり。

垂仁天皇

第十一代垂仁天皇は、崇神第三の子、御母は御間城姫大彦命の女なり。壬辰の年即位、大倭の卷向の珠城の宮にましましき。

この御時、皇女大倭姫命、豊鋤入姫に代りて、天照大神をいづき奉りぬ。神のをしへにより、猶國國をめぐりて、二十六年丁巳冬十月甲子に、伊勢の國度會郡五十鈴の川上に、宮所をしめ、高天原に千木高知り、下津磐根に、大宮柱太敷立てて、しづまりましましぬ。かくて、中臣の祖大鹿島命を、祭の主とし、又大幡主といふ人を、大神主になし給ひき。これより、皇大神と崇め奉りて、天下の第一の宗廟にまします。

この天皇、天下を治め給ふこと九十九年、百四十歳おはしましき。

景行天皇

第十二代景行天皇は、垂仁第三の子、御母は日葉洲媛、丹波道主王の女なり。辛未の年即位、大倭の纏向の日代の宮にましましき。

十二年秋、熊襲そむきて、貢奉らず。八月に、天皇、筑紫に幸して、これを征し給ひぬ。十三年夏、ことごとく平げて、高屋の宮にましましき。十九年秋、筑紫より還り給ひぬ。二十七年秋、熊襲、また反きて、邊境をおかしけり。皇子小碓尊、御年十六、幼より、雄略の氣まして、容貌魁偉、身の長一丈、力能く、鼎を扛げ給

高屋宮
肥後國天草郡。

所所にして
吉備にて穴海、
難波にて相濟の
悪神を殺し給ひ
き。

大倭姫命
垂仁景行
倭姫
小碓
駿河國にい
たるに
今の焼津の地な
り。

ひしかば、熊襲を討たしめ給ひぬ。冬十月に、ひそかに、かの國にいたり、奇謀を以て、その梟帥取石鹿文といふ者を殺し給ひぬ。梟帥ほめ奉りて、日本武と名づけ申しけり。ことごとく、餘黨を平げてかへり給ひぬ。所所にして、あまたの悪神を殺しつ。二十八年春、かへり言申し給ひけり。天皇、その功をほめて、恵み給ふこと、諸子に異なり。

四十年夏、東夷多くそむきて、邊境騒しかりければ、又、日本武の皇子を遣しぬ。吉備武彦、大伴武日、を左右の將軍として、相副へしめ給ひぬ。十月に、枉道して、伊勢の神宮に詣でて、大倭姫命にまかり申し給ひぬ。彼の命、神劍を授けて、慎みて、な怠りそとぞ教へ給ひける。駿河にいたるに、賊徒、野に火をつけて、害し奉らむことを謀りけり。火の勢免かれ難かりける

佩

日高見の國
常陸國信太郡と
も、陸奥國桃生
郡ともいひて、
一定せず。

碓日阪
碓氷峠なるべし。
古事記には足柄
山にての事とせ
り。

五十葺の山
近江の伊吹山な
り。

には、かせる叢雲の劍、みづからぬけて、傍の草を薙ぎ拂ひぬ。これより、名を改めて、草薙の劍といふ。又、火打をもて、火いだして、向火をつけて、賊徒を焼き殺されにき。これより、船に乗り給ひて、上總にいたり、轉じて、陸奥國に入り、日高見の國にいたり、悉く、蝦夷を平げ給ひぬ。かへりて、常陸を經、甲斐にこえ、又、武藏、上野を經て、碓日阪にいたりて、弟橘姫といひし妾をしのび給ひて、東南の方を望みて、吾孀者耶と宣ひしより、山東の諸國を、あづまといふなりとぞ。

これより、道を分け、吉備武彦をば、越の國に遣して、不順の者をたひらげしめ給ひぬ。尊は、信濃より、尾張に出で給ひしが、かの國に、宮簀姫といふ女あり。尾張の稻種宿禰の妹なり。この女をめして、淹しく留り給ひし間、五十葺の山に、荒ぶる

能褒野
伊勢國鈴鹿郡

琴彈原
葛上郡
古市
古市郡

神ありと聞えければ、劍をば、宮簀姫の家にとどめて、徒よりいでましぬ。山の神化して、小蛇になりて、御道によこたはれり。尊跨ぎこえて過ぎ給ひしに、山の神、毒氣を吐きけるに、御心亂れにけり。それより、伊勢にうつり給ひぬ。能褒野といふ所にて、御病甚しくなりにければ、武彦命をして、天皇に、事の由を奏して、終に薨れ給ひぬ。御年三十なり。

天皇きこしめして、悲み給ふこと限なく、群卿、百寮におほせて、伊勢の國能褒野にをさめ奉られしに、白鳥となりて、大倭國をさして飛び、琴彈原といふ所にとどまりぬ。その所に、また、陵を定められしが、また飛びて、河内の古市にとどまりぬ。その所に、また、陵を定められしかど、白鳥、また飛びて、天のほりぬ。依りて、三の陵あり。かの草薙劍は、宮簀姫崇め奉り

て、尾張にとどまり給ひぬ。今の熱田の神にまします。

五十一年秋八月、武内宿禰を、棟梁の臣とせり。五十三年秋、小碓尊の平げし國を巡り見まさむとて、東國に幸し給ひぬ。十二月に、あづまより還りて、伊勢の綺の宮にまします。五十四年秋、伊勢より大倭にうつり、纏向の宮に歸り給ひぬ。天下を治めたまふこと六十年、百六歳おはしましき。

應神天皇

第十五代、第十五世應神天皇は、仲哀第四の子、御母は神功皇后なり。胎中の天皇とも、又は、譽田の天皇とも名づけ奉れり。庚寅の年即位、大倭の輕島の豐明の宮にまします。天皇、天下を治め給ふこと百十年、百十一歳おはしましき。

欽明天皇の御代にはじめて、神とあらはれて、筑紫の豊前の國菱形の池といふ所にあらはれ給ひぬ、後に、豊前の國宇佐の宮に鎮り給へり。

凡、天地の間、ありとある人、陰陽の氣をうけたり。不正にしては立つべからず。ことさらに、この國は神國なれば、神道にたがひては、一日も、日月を戴くまじきいはれなり。倭姫命、人に教へ給ひけるは、黒き心なくして、丹き心もちて、清く、潔く、齋み、慎め。左の物を、右に移さず、右の物を、左に移さずして、左を左とし、右を右とし、左にかへり、右にめぐること、萬事たがふことなくして、大神に仕うまつれ。元を元とし、本を本とする故なり」となむ。誠に君に仕へ、神に仕へ、國を治め、人を教へむことも、かかるべしとぞ覺ゆる。少しのことも、心にゆ

倭姫命人に
云云
倭姫世記に出づ。

道は云云
中庸に出づ。

るす所あれば、大いにあやまる本となる。周易に、霜を履みて、堅氷に至るといふことを、孔子釋して宣はく、積善の家に、餘慶あり。積不善の家には、餘殃あり。君を殺し、父を殺すことも、一朝、一夕の故にあらずといへり。毫釐も、君をゆるかせにする心を萌すものは、必ず、亂臣となる。芥蒂も、親をおろそかにする形あるものは、はたして、賊子となる。この故に、古の聖人、「道は、須臾も離るべからず。離るべきは、道にあらず」と説けり。但、その末を學びて、源を明めざれば、事にのぞみて、覺えざるあやまりあり。その源といふは、心に、一物を蓄へざるをいふ。しかも、虚無の中にとどまるべからず。天地あり、君臣あり。善悪の報、影ひびきの如し。おのれが欲をすて、人を利するを先として、境界に對すること、鏡の物を照すが如く、明明として

迷はざらむを、まことの正道といふべきにや。代くだれりとて、みづから卑むべからず。天地のはじめは、今日を始とする理あり。しかのみならず。君も臣も、神をさること遠からず。常に、冥の知見をかへりみ、神の本誓を覺りて、正に居せむことを心ざし、邪なからむことを思ふべし。

仁徳天皇

第十六代仁徳天皇は、應神第一の子、御母は仲姫命、五百城入彦皇子の女なり。大鷦鷯尊と申せり。

應神の御時、菟道稚郎子と申ししは、いと末の御子にてましまししを、うつくしみ給ひて、太子に立てむと思しめしけり。兄の御子うけがひ給はざりしを、この天皇ひとりうけが

いと末の
大山守
應神 仁徳
稚郎子
兄の御子
大山守皇子なり。

ひ申し給ひしによりて、應神悦びまして、菟道稚郎子を太子とし、この尊を、輔佐になむ定め給ひける。應神かくれまししかば、御兄、太子を失はむとせられしを、この尊さとりて、太子と、心を一つにして、かれを誅せられにき。茲に、太子、天位を、尊に譲り給ひ、尊、固くいなみ給ひぬ。三年になるまで、互に譲りて、位を空しくせり。太子は、山城の宇治にまし、尊は、攝津の難波にましけり。國國の御調物も、あなたかなたに受け取らずして、民の愁となれりしかば、太子、みづから失せ給ひぬ。尊、驚き歎き給ふこと限なかりき。されど、通れますべき道ならねば、癸酉の年、即位、攝津國難波の高津の宮にましましき。日嗣をうけ給ひしより、國をしづめ、民を憐み給ふこと、ためしも稀なりし御ことにや。民間の貧しきことをおぼして、

高き屋にの歌

醍醐天皇の御代、日本紀竟宴に左大臣時平、大鶴鶴尊の題にて、「高殿にのぼりてみれば天の下四方にけぶりて今ぞ富みぬる」と詠めるを、誤りて御製とせしなるべし。

三年の御調をとどめられぬ。高殿にのぼりて見給へば、賑しく見えけるによりて、

高き屋に、のぼりて見れば、煙たつ、

民のかまどは、にぎはひにけり。

とぞ詠ませましましける。さて、猶、三年を免されければ、宮の中やぶれて、雨露もたまらず、宮人の衣やつれて、そのよそほひも全からず。帝は、これを樂となむ思しめしける。かくて、六年といふに、國國の民、おのおの参り集りて、大宮づくりし、色の御調を供へけりとぞ。あり難かりし御政なるべし。天下を治め給ふこと八十七年、百十歳おはしましき。

皇極天皇

第三十五代皇極天皇は、茅渟王の女、忍坂大兄皇子の孫、敏達の曾孫なり。御母は、吉備姫の女王と申しき。舒明天皇、皇后とし給ひけり。天智、天武の御母なり。舒明かくれまして、皇子をさなくおはしまししかば、壬寅の年即位、大倭の明日香の河原の宮にましましき。

この時に蘇我蝦夷の大臣、ならびに、その子入鹿、朝權を專にして、皇家を蔑にする心あり。その家を宮門といひ、諸子を王子となむいひける。上古よりの國記、重寶、みな、私家に運び置きてけり。中にも、入鹿、悖逆の心甚しく、聖德太子の御子達の、科なくましまししをも滅し奉りぬ。ここに、皇子中大兄と申すは、舒明の御子、やがて、この天皇の御所生なり。中臣鎌足連といふ人と、心を一つにして、入鹿を殺しつ。父蝦夷も、家に

蘇我蝦夷

武内宿禰

蘇我石川

平群木免

眞鳥 鮪

滿智 韓子

高麗 稻目

馬子 蝦夷

倉麿 石川麿

入鹿

鎌足
はじめ藤原氏
を賜り、内臣と
なる。

火をつけてうせぬ。國記、重寶は、皆焼けにけり。蘇我の一門、久しく、權を執れりしかども、積惡の故にや、皆滅びぬ。山田石川麿といふ人ぞ、皇子と、心を通し申しければ滅びざりける。
この鎌足の大官は、天兒屋命二十一世の孫なり。昔、天孫天降り給ひし時、諸神の上首にて、この命、殊に、天照大神の勅をうけて、輔佐の神にましましき。中臣といふことも、二神の御中にて、神の御心をやはらげ申し給ひける故とぞ。その孫天種子命、神武の御代に、祭事を司りぬ。上古は、神と皇と、一つにましまししかば、祭を司るは、即ち、政を執れるなり。その後、天照大神、はじめ、伊勢の國に鎮りましし時、種子命の末、大鹿島命、祭官になりて、鎌足大臣の父、小徳冠御食子までも、その官にて仕へたり。鎌足に至りて、大勳をたて、世に寵せられし

によりて、祖業をおこし、先烈をさかやかされける。やむごとなき事なり。且は、神代よりの餘風なれば、然るべき理とこそ覺えたれ。
この天皇、天下を治め給ふこと三年ありて、同母の御弟、輕王に譲り給ひき。御名を、皇祖母の尊とぞ申しける。

稱徳天皇

第四十八代稱徳天皇は、孝謙の重祚なり。乙巳天平神護の年正月一日、更に即位、同七日改元。

太上天皇、ひそかに、藤原武智麿の大官の第二の子押勝を幸し給ひき。大師正一位になされぬ。見給へば、多ましとて、藤原に、二字を添へて、藤原惠美の姓を給ひき。天下の政、しかし

太上天皇
孝謙天皇
押勝
前名仲滿。

道鏡
法相宗の僧。弓削氏。
廢帝
淳仁天皇。

則天皇后
武氏、名は嬰。

高宗
太宗の子。

ながら委任せられにけり。後に、道鏡といふ法師、また、寵幸ありしに、押勝、怒をなし、廢帝を勧め申して、上皇の宮をかたぶけむとせしに、事露れて、誅に伏しぬ。帝も、淡路に遷され給ひぬ。かくて、上皇重祚ありき。さきに出家せさせ給へりしかば、尼ながら、位に居給ひけるにこそ、非常の極なりけむかし。唐の則天皇后は、太宗の女御にて、才人といふ官に居給へりしかば、太宗かくれ給ひて、尼になりて、感業といふ寺におはしけるを、高宗見給ひて、長髪せしめて、皇后とせり。諫め申す人多かりしかど、用ひられざりき。高宗崩じて、中宗、位に居給ひしを、退け、睿宗を立てられしをも、亦退けて、みづから、帝位につき、國を大周とあらためき。唐の名を失はむと思ひ給ひけるにや。中宗、睿宗も、わが生み給ひしかども、捨てて諸王

とし、みづからのやから、武氏のともがらをもちて、國を傳へしめむとさへし給ひき。その時にこそ、法師も、宦者も、あまた寵せられて、世に譏らるるためし多かりしか。

この道鏡はじめは、大臣に准じて、大臣禪師といひしを、太政大臣になし給ひぬ。それによりて、つぎつぎ、納言、參議にも、法師をまじへなされにき。道鏡、世を心のままにしければ、争ふ人のなかりしにや。大臣吉備眞備公、右中辨藤原百川などありき。されど、力及ばざりけるにこそ。法師の官に任せらるること、は、唐より始りて、僧正、僧統などいふことのありし、それすら、出家の本意にはあらざるべし。いはむや、俗官に任せらるること、あるべからぬ事にこそ。則天の朝より、この女帝の御代まで、六十年ばかりにや。兩國の事、相似たりとぞ。

天下を治め給ふこと五年、五十三歳おはしましき。

そもそも、この道鏡は、法皇の位を授けられたりしを、猶あかずして、皇位に即かむといふ志ありけり。女帝、さすかに思ひ煩ひ給ひけるにや、和氣清麿といふ人を、勅使にさして、宇佐の八幡宮に申されけり。大菩薩、さまざま、託宣ありて、更に許されざりき。清麿歸參して、ありのままに奏聞せり。道鏡、怒をなして、清麿がよほる筋を断ちて、土佐の國に流し遣しぬ。清麿愁へ悲みて、大菩薩を恨みかこち申しければ、小蛇いできて、その疵をいやしてけり。光仁、位につき給ひしかば、則ち召し還されぬ。神威をたふとび申して、河内の國に、寺を建て、神願寺といひき。後に、高雄の山に移し立てぬ。今の神護寺、これなり。件の頃までは、神威も、かくいちじるきことなりき。

高雄の山
山城國葛野郡。

土佐の國に
清麿を流ししは
大隅國なり。土
佐は清麿の姉法
均尼の流されし
處。

道鏡、つひに、望を遂げず、女帝も、また、程なくかくれ給ひぬ。宗廟社稷を安くすることは、八幡の冥慮たりし上に、皇統を定め奉ることは、藤原百川の朝臣の功なりとぞ。

桓武天皇

第五十代、第二十八世桓武天皇は、光仁の第一の子、御母は皇太后高野新笠、贈太政大臣乙繼の女なり。天應元年辛酉の年即位、延暦元年壬戌に改元。

はじめは、平城にましましき。山背の長岡にうつりて、十年ばかり都なりしが、又、今の平安城にうつされぬ。山背の國をも改めて、山城といへり。永代にかはるまじくなむ計はせ給ひける。昔、聖德太子、蜂岡にのほり給ひて、今の城を見めぐら

長岡
乙訓郡。

蜂岡
山城國葛野郡。
今太秦といふところ。

四神
左蒼龍、右白虎、
前朱雀、後玄武。

傳教
名は最澄。傳教
はその法諱。比
叡山延曆寺の開
山。
弘法
名は空海。弘法
はその法諱。眞
言宗の高僧。

して、四神相應の地なり。百七十餘年ありて、都を遷されて、か
はるまじき所なり」と宣ひけりとぞ申し傳へたる。その年紀
もたがはず、又、數十代不易の都となりぬる、誠に、王氣相應の
福地たるにや。

この天皇、大いに佛法をあがめ給ひき。延曆二十三年、傳教、
弘法、勅をうけて、唐へ渡り給ひぬ。その時、すなはち、唐朝へ、使
を遣されぬ。大使は、參議左大辨兼越前守藤原葛野麿の朝臣
なりき。傳教は、天台の道邃和尚にあひて、その宗を究めて、お
なじき二十四年、大使と共に歸朝せられぬ。弘法は、なほ、彼の
國にとどまりて、大同年中に歸り給へり。

この時、東夷叛亂しければ、阪上田村麿を、征夷大將軍にな
して遣されしに、悉く平げて、歸りまうでけり。この田村麿は、

武勇、人に勝れたりき。初は、近衛の將監になり、少將にうつり、
中將に轉じ、弘仁の御時にや、大將にあがりて、大納言をかけ
たり。文をも兼ねたればにや、納言の官にも昇りにけり。子孫
は、今に、文士にてぞ傳はれる。
天皇天下を治め給ふこと二十四年、七十歳おはしましき。

嵯峨天皇

第五十二代、第二十九世嵯峨天皇は、桓武第二の子、平城同
母の弟なり。太弟に立ち給へりしが、大同四年己丑の年即位、弘仁元年庚寅に改
元。

この天皇、幼年より聰明にして、讀書を好み、諸藝をならひ
給ひき。また、謙讓の大度もましましけり。桓武の帝、鍾愛無雙

巳
巳
巳
巳

嵯峨天皇

ス
ア
ミ
ト

三
五

ミ
ハ
タ
シ
キ
ナ
リ

格式なども
弘仁十一年に、
始めて格式を撰
ぶ。これより貞
觀、延喜の格式
出づ。

儒道の二教
儒は孔子、道は
老子の教をいふ。

の御子になむおはしける。儲君に居給ひけるも、父の御門、繼體の爲に願命しましませしけるにこそ。格式なども、この御時より撰び始められにき。また、深く、佛法を崇め給ひき。但、君としては、いづれの宗をも、大概しろしめして、捨てられざらむことぞ、國家攘災の御謀なるべき。一宗に、志ある人、餘宗を誇りいやしむ、大きなあやまりなり。人の根機、しなじななれば、教法も無盡なり。いはむや、わが信ずる宗をだに明めずして、いまだ知らざる教を誇らむは、極めたる罪業にや。われは、この宗に歸すれども、人は、また、彼の宗に志す。共に隨分の益あるべし。國の主ともなり、輔政の人ともなりなば、諸教を捨てず、機を洩さずして、得益の廣からむことを思ひ給ふべきなり。且は、佛教に限らず、儒道の二教、乃至、もるもる

の道、賤しき藝までもおこし用ふるを、聖代といふべきなり。凡、男夫は、稼穡をつとめて、おのれも食し、人に與へても飢ゑざらしめ、女子は、紡績を事として、みづからも衣、人をも暖ならしむ。賤しきに似たれども、人倫の大本なり。天の時に隨ひ、地の利によれり。この外、商估の利を通ずるもあり。工巧の、技を好むもあり。仕宦に心ざすもあり。これを四民といふ。仕宦するにとりて、文武の二道あり。坐して以て、道を論ずるは、文士の道なり。この道に明ならば、相とすに堪へたり。征きて、功を立つるは、武人の業なり。この業に譽あらば、將とするに足れり。されば、文武の二つは、しばらくも捨て給ふべからず。世亂れたる時は、武を右にし、文を左にす。國治れる時は、文を右にし、武を左にすともいへり。かくの如く、さまざまなる

時は云々

道を用ひて、民の愁をやすめ、各の争なからしめむことを、本とすべし。民の賦歛を厚くして、みづからの心をほしきままにすることは、亂世亂國の基なり。わが國は、國種のかはることはなけれども、政亂れぬれば、曆數も久しからず、繼體もたがふためし、所所にしるせり。いはむや、人の臣として、その職を守るべきにおきてをや。

抑、民を導くにつきて、諸道、諸藝、みな要樞なり。古には、詩書禮樂をもちて、國を治むる四術とせり。本朝は、四術の學を立てらるることたしかならず、紀傳、明經、明法の三道に、詩書、禮を攝すべきにこそ、算道を加へて、四道といへり。代代に用ひられ、その職を置かるることなれば、委しく記すにあたはず。醫、陰陽の兩道、又これ、國の至要なり。金石、絲竹の樂は、四

風を移し云

云

孝經の語。

五聲十二律

五聲は宮商角徵

羽、十二律は六

律六呂。

一心より云

云

古今集の序に

「大和歌は、一つ

心を種として、

萬の言の葉とぞ

なれりける。」

輪扁が云云

莊子天道篇に出

づ。

桓公

支那の春秋時代

の齊の名主。五

霸の一。

弓工が云云

貞觀政要に出づ。

學の一にして、もはら、政をする本なり。今は、藝能の如くに思へる、無念のことなり。風を移し、俗を變ふるには、樂よりよきはなしといへり。一音より、五聲、十二律に轉じて、治亂を辨へ、興衰を知るべき道とこそ見えたれ。又、詩、賦、歌、詠の風も、今の人の好む所、詩學の本には殊なり。然れども、一心よりおこりて、よろづの言の葉となり、末の世なれど、人を感じしむる道なり。これをよくせば、僻をやめ、邪をふせぐ教なるべし。かかれれば、いづれか、心の源を明め、正に歸する術なからむ。輪扁が、輪をけづりて、齊の桓公を教へ、弓工が、弓をつくりて、唐の太宗を悟らしめしたぐひもあり。乃至、圍碁、彈碁のたはぶれまでも、おろかなる心を治め、かるがるしき業をとどめむが爲なり。但、その源にもとづかずとも、一藝は學ぶべきこ

太宗
李世民。父を輔
けて唐の天下を
定む。

顯密

顯は天台宗、密
は眞言宗をいふ。
書にも

天皇及び空海逸
勢を、當時の三
筆と稱す。

東面の額
陽明、待賢、都芳
三門の額なり。

皇太弟
淳和天皇。

とにや。孔子も、飽くまでに食して、終日、心を用ふる所なからむよりは、博奕をだにせよといへるめり。まして、一道をうけ、一藝にもたづさはらむ人、本を明め、理をさとる志あらば、これより、理世の要ともなり、出離のはかりごとともなりなむ。この御門、誠に、顯密の兩宗に歸し給ひしのみならず、儒學もあきらかに、文章もたくみに、書にも勝れ給へりき。宮城の東面の額も、御みづから書かせ給ひぬ。天下を治め給ふこと十四年、皇太弟に譲りて、太上天皇と申しき。帝都の西、嵯峨といふ所に、離宮を占めてぞましましける。一旦、國を譲り給ひしのみならず、行末までも授けましまさむの御志にや、新帝の子恒世親王を、太子に立て給ひしを、親王、又、かたく辭退して、世を背き給ひけるこそありがたけれ。上皇、深く謙讓しま

しけるに、親王、又、かく遁れ給ひける、末代までの美談にや。むかし、仁徳兄弟相譲り給ひしのうちには、聞かざりしことなり。五十八歳おはしましき。

清和天皇

第五十六代清和天皇、御名は惟仁、水尾の帝とも申せり。文徳第四の子、御母は皇太后藤原明子、攝政太政大臣良房の女なり。我が朝は、幼主、位に居給ふこと稀なりき。この天皇、九歳にて即位、天安二年戊寅の年なり。貞觀元年己卯に改元、踐祚ありしかば、外祖良房の大臣、はじめて攝政せられぬ。

攝政といふこと、もろこしには、唐堯の時、虞舜を登用して、政をまかせ給ひき。これを攝政といへり。かくて、三十年あり

湯 夏の桀王を滅して、殷の天下を創む。
 太甲 湯の子なり。
 文王 西伯昌。武王の父。
 武王 成王の父。殷の紂王を滅して、周の天下を創む。
 武帝 昭帝の父。

て、正位をうけられき。殷の代に、伊尹といふ聖臣あり。湯、及び太甲を輔佐せり。これは保衡といへり。阿衡ともいへり。その心は攝政なり。周の世に、周公旦、又大聖なりき。文王の子、武王の弟、成王の叔父なり。武王の代には、三公につらなり。成王、若くて、位に即き給ひしかば、周公、みづから南面して攝政せり。漢の昭帝、又、幼にて即位。武帝の遺詔により、博陸侯霍光といふ人、大司馬、大將軍にて攝政せり。中にも周公、霍氏をぞ、先蹤にも申すめる。本朝には、應神うまれ給ひて、襁褓にましまししかば、神功皇后、天位に居給ひき。しかれども、攝政と申し傳へたり。これは、今の義には異なり。推古天皇の御時、厩戸皇子攝政し給ひき。これぞ、帝は、位に備りて、天下の政、しかしながら、攝政の御ままなりける。齊明天皇の御代に、御子中大兄皇子攝政

春日

明神 春日明神なり。
 藤原氏の氏神。

し給ひき。元明の御世の末つかた、皇女淨足姫尊、しばらく攝政し給ひき。この天皇の御時、良房の大臣の攝政よりして、ぞ、まさしく、人臣にて攝政することは始りにける。但、この藤原の一門、神代より、故ありて、國主を輔け奉ることとは、さきにも、所所にしるせり。淡海公の後、參議中衛大將房前、その子大納言眞楯、その子、右大臣内麻呂の三代は、上二代の如く、榮えずやありけむ。内麻呂の子冬嗣の大臣、藤原の衰へぬることを歎きて、弘法大師に申しあはせて、興福寺に、南圓堂を立てて、祈り申されけり。この時、明神、役夫にまじりて、補陀落の、みなみの岸に、堂立てて、
 いまぞさかえむ、北の藤なみ。

と詠じ給ひけりとぞ。この時に、源氏の人、數多失せにけりと

申す人あれど、大きなるひがごとなり。皇子、皇孫の、源の姓を賜り、高官、高位にいたる事は、この後の事なれば、誰人か失すべき。されど、彼の、一門の榮えしこと、まことに、祈請に應へたりとは見えたり。

大かた、この大臣、遠きおもひはかりおはしけるにこそ、子孫、親族の學問を勧めむために、勸學院を建立せり。大學寮に、東西の曹司あり。菅江の二家、これを司りて、人を教へし所なり。彼の大學の南に、この院を建てられしかば、南曹とぞ申しし。氏の長者たる人、むねと、この院を管領して、興福寺、及び、氏の社の事を取り行ひぬ。良房の大臣攝政せられしより、彼の一流に傳りて、絶えぬことになりけり。幼主の時ばかりかと覺えしかど、攝政、關白も、定れる職になりぬ。おのづから、攝

白河
京都の東部の地。

信
源氏。嵯峨天皇の御子。
應天門
朝堂院の正門。

右大臣
藤原良相。良房の弟。

關といふ名をとどめらるる時も、内覽の臣をおかれたれば、執政の義かはることなし。

天皇おとなびければ、攝政、政を返し奉りて、太政大臣にて、白河に閑居せられにけり。君は、外孫にましませば、猶も、權を專にせらるとも、争ふ人あるまじくや。されども、謙退の心深く、閑適を好みて、常に、朝參などもせられざりけり。そのころ、大納言伴善男といふ人、寵ありて、大臣を望む志なむありける。時に、三公、關なかりき。信の左大臣を失ひて、その闕に望み任ぜられむとあひはかりて、まづ、應天門を焼かしめぬ。左大臣、世を亂らむとする企なりと、讒奏せり。天皇驚き給ひて、糾明に及ばず、右大臣にめし仰せて、すでに誅せらるべきになりぬ。太政大臣、この事を聞き、驚き遠てられけるあまりに、烏

男山
山城國綾喜郡。

慈覺
名は圓仁。慈覺
はその法諱。天
台宗の僧。
水尾
丹波桑田郡。今
は山城葛野郡。

帽子、直衣を著ながら、白晝に、騎馬にて馳參して、申し宥められにけり。その後、善男が陰謀露れて、流刑に處せられぬ。この大臣の忠節、誠にやむ事なきことになむ。

この御時、宇佐の八幡大菩薩、皇城の南、男山石清水にうつり給ひき。天皇聞しめして、勅使を遣し、その所を點じ、もろもろの工におほせて、新宮をつくりて、宗廟に擬せられぬ。

天皇、天下を治め給ふこと十八年、太子に譲りて退かせ給ひぬ。中三とせば、かりありて出家、慈覺の弟子にて、灌頂うけさせ給ひぬ。丹波の水尾といふ所にうつらせ給ひて、練行し、まししが、程なくかくれ給ひぬ。御年三十一歳おはしましき。

光孝天皇

昭宣公
藤原基經。

第五十八代、第三十一世光孝天皇、御名は時康、小松の帝とも申せり。仁明第二の子、御母は贈皇太后藤原澤子、贈太政大臣總繼の女なり。

陽成しりぞけられ給ひし時、攝政昭宣公、もろもろの皇子を相し申されけり。この天皇、一品式部卿兼常陸太守と聞えしが、御年高くて、小松の宮にましましけるに、俄に詣でて見給ひければ、人主の器量、餘の皇子たちに勝れましけるによりて、即ち、儀衛をととのへて迎へ申されけり。本位の服を著しながら、鑾輿に駕して、大内に入らせ給ひにき。今年甲辰の年なり乙巳に改元。

踐祚のはじめ、攝政を改めて、關白とせり。これ、わが朝、關白の始なり。漢の霍光攝政たりしが、宣帝の時、政をかへして退

その子
時平。

芹川の行幸

延暦十五年に芹川野に遊獵せさせ給ひしより、仁明天皇の頃までは行幸ありしが如し。芹川は山城國紀伊郡。

きけるを、萬機の政、猶光に關り白さしめよとありし、その名を取りて授けられにけり。この天皇、昭宣公のさだめによりて立ち給ひしかば、御志も深かりしにや。その子を、殿上に召して元服せしめ、御みづから、位記をあそばして、正五位下になし給ひけりとぞ。久しく絶えにける芹川の行幸などありて、古き迹を興されし事も聞えき。

天下を治め給ふこと三年、五十八歳おはしましき。

大かた、天皇の世繼を記せるふみ、昔より、今に至るまで、家に、數多あり。かく記せるも、さらに珍しからぬ事なれど、神代より、繼體正統の違はせ給はぬ一はしを申さむが爲なり。わが國は神國なれば、天照大神の御はからひに任せられたるにや。されど、その中に、御あやまりあれば、曆數も久しから

ず、又、遂には、正路に反れど、一旦も沈ませ給ふためしもあり。これは、皆、みづからなさせ給ふ御科なり。冥助の空しきにはあらず。

神武より、景行まで十二代は、御子孫、そのままに繼がせ給へり。うたがはしからず。日本武尊、世を早くしまししによりて、御弟成務隔り給ひしかど、日本武の御子にて、仲哀傳へましましぬ。仲哀、應神の御後に、仁德傳へ給へりしが、武烈にて、日嗣絶えましましし時、應神五世の御孫にて、繼體天皇えらばれ立ち給ひぬ。これなむ、珍しきためしなる。されど、二つを並べ争ふ時にこそ、傍正の疑もあれ。群臣、皇胤なきことを愁へて、求め出で奉りしうへに、その御身賢にして、天の命をうけ、人の望に適ひましましければ、とかくの疑あるべか

らず。その後相つぎて、天智、天武、御兄弟立ち給ひしに、大友皇子の亂により、天武の御ながれ、久しく傳へられしに、稱徳女帝にて、御嗣もなく、又、政も濫^{あやまり}がはしく聞えしかば、たしかなる御讓なくて、絶えにき。光仁、又、傍よりえらばれて立ち給ひぬ。これなむ、又、繼體天皇の御事に似給へる。然れども、天智は正統にてましましき。第一の御子大友こそ、あやまりて、天下を得給はざりしかど、第二の皇子にて、施基の御子、御科なかりき。その御子なれば、この天皇の立ち給へること、正理にかなへりとぞ申すべき。今の光孝、又、昭宣公のえらびにて立ち給ひぬといへども、仁明の太子、文徳の御流なりしかど、陽成悪王にて、退けられ給ひしに、仁明第二の御子にて、しかも、賢才、諸親王に勝れましましければ、疑なき天命とこそ見えつ

れ。かやうに、傍より出で給ふこと、これまで三代なり。人のなせることとは心得奉るまじきなり。さきに記せることわりを、よく辨へらるべき者をや。

光孝より上つかたは、一向上古なり。よるづの例を勸ふるも、仁和より下つ方をぞ申すめる。いにしへすら、猶かかかる理にて、天位を嗣ぎ給ひぬ。まして、末の世には、まさしき御讓なくては、保たせ給ふまじきことと心得奉るべきなり。

醍醐天皇

第六十代、第三十三世醍醐天皇、御名は敦仁、宇多第一の子、御母は贈皇太后藤原胤子、内大臣高藤の女なり。寛平九年丁巳の年即位、昌泰元年戊午に改元。

大納言左大將藤原時平、大納言右大將菅氏兩人、上皇の勅をうけて、輔佐し申されき。後に、左右の大臣に任ぜられて、ともに、萬機を内覽せられけりとぞ。御門、御年十四にて、位に即かせ給へり。をさなくましまししかど、聰明叡哲にきこえ給ひき。

終にかたぶ
け
延喜元年正月、
道眞を太宰權帥
とし、筑紫に左
遷す。

兩大臣、天下の政をせられしが、右相は、年もたけ、才も賢くて、天下の望む所なり。左相は、譜代の器なりければ、捨てられ難かりけるを、或時、上皇の御在所朱雀院に行幸、猶、右相に任せらるべしといふさだめありて、すでに召し仰せ給ひけるを、右相、固く遁れ申されてやみぬ。その事、世に洩れにけるにや、左相、憤を含み、さまざまの讒を設けて、終にかたぶけ奉りし事こそあさましけれ。この君の御一失とぞ申し傳へし。善

善相公
善は三善氏の略。
相公は參議の唐
名。

貞觀
清和天皇。
元慶
陽成天皇。

曾子は季文
子は
共に論語に見え
たり。
曾子、名は參、孔
子の高弟。
季文子は魯の太
夫。

相公清行朝臣は、この事、いまだ萌さざりしに、かねてさとりて、菅氏に、災を遁れ給ふべき由を申しけれど、さたなくて、この事出で來にき。

さきにも申せり。我が國には、幼主の立ち給ふこと、昔はなかりし事なりき。貞觀、元慶の二代は、じめて、幼にて立ち給ひしは、忠仁公、昭宣公攝政にて、天下を治められき。この君ぞ、十四にて承けつぎ給ひて、攝政もなくて、御みづから、政をしらせましましける。猶、御幼年の故にや、左相の讒にも迷はせ給ひけむ。聖も賢も、一失はあるべきにこそ。その趣、經書に見えたり。されば、曾子は、我日三省吾躬といひ、季文子は、三思ともいへり。聖徳の譽ましまさむにつけても、いよいよ慎みますべきことなり。

この君、久しく世をたもたせ給ひて、徳政を好み行はせ給ふこと、上代に超えたり。天下泰平、民間安穩にて、本朝仁徳の古き蹤にもなぞらへ、異域堯舜のかしこき道にもたぐへ申しき。

この天皇、天下を治め給ふこと三十三年、四十六歳おはしましき。

朱雀天皇

第六十一代朱雀天皇、御名は寛明、醍醐十一の子、御母は、皇太后藤原穩子、關白太政大臣基經の女なり。御兄保明の太子早世、その御子慶頼の太子も、打ち續きかくれまししかば、保明一腹の御弟にて立ち給ひぬ。延長八年庚寅の年即位、承平元年辛卯に改元、外

外舅

藤原基經

時平

忠平

穩子

醍醐

朱雀

舅左大臣忠平攝政せられき。寛平に、昭宣公薨じて後は、延喜御一代まで、攝關なかりき。この君、又、幼主にて立ち給ひしに、よりて、故事にまかせて、萬機を攝行せられけるにこそ。

この御時
天慶二年將門反し、同三年平ぐ。
執政の家
忠平の家なり。
使
檢非違使。

居所を
猿島といふ所。

この御時、平將門といふものありき。上總介高望が孫なり。執政の家に仕うまつりけるが、使の宣旨をのぞみ申しけり。不許なるによりて、憤をなし、東國に下向して、叛逆をおこしてけり。まづ、伯父、常陸國の大掾國香を攻めしかば、國香は自殺しぬ。これより、阪東をおしなびかし、下總國相馬郡に、居所をしめ、都と名づけ、みづからも、平新皇と稱し、官爵をなし、與へけり。これによりて、天下騒動せり。參議民部卿兼右衛門督藤原忠文朝臣を征東大將軍とし、源經基、藤原仲舒を副將軍として、さし遣されぬ。平貞盛、藤原秀郷等、心を一つにして、將

貞信公
忠平の謚。

門をほろぼして、その首を奉りしかば、諸將は、道より歸り参りにき。藤原純友といふ者、將門に同意して、西國にて叛亂せしを、少將小野好古を遣して、追討せられぬ。かくて、天下しづまりにき、延喜の御代、さしも安寧なりしに、いつしか、このみだれ出で來りぬ。天皇もおだやかにましましけり。又、貞信公の執政なりしかば、政のたがふことはあらず。時の災難にこそとぞ覺ゆる。

天皇、御子ましまさず。一腹の御弟、太宰帥の親王を、太弟に立てて、天位を譲りて、尊號ありき。後には出家せさせ給ひぬ。天下を治め給ふこと十六年、三十歳おはしましき。

村上天皇

第六十二代、第三十四世村上天皇、御名は成明、醍醐十四の子、朱雀同母の御弟なり。天慶九年丙午の年即位、天曆元年丁未に改元。兄弟相讓らせ給ひしかば、まめやかなる禪讓の禮儀ありき。

延喜、延長
ともに醍醐の御
代の年號なり。

この天皇、賢明の御ほまれ、先皇の迹を繼ぎ申させ給ひければ、天下安寧なることも、延喜、延長の昔に異ならず。文筆、諸藝を好み給ふことも、變りまさざりけり。よろづのためしに、延喜、天曆の二代をぞ申しける。もろこしの賢き明王も、二代と傳るは稀なりき。周には、文、武、成、康、漢には、文、景などぞ、あり難きことに申しける。光孝、傍よりえらばれ立ち給ひしに、うち續きて、明王の傳へ給ひし、わが國の中興すべき故にこそありけめ。又、繼體も、唯、この一流にのみぞ定りたる。この天皇、天下を治め給ふこと二十一年、四十二歳おはしま

具平親王
中務卿となる。
文名ありて、前
中書王兼明親王
にむかへて、後
中書王と稱す。
北島氏の祖。

しき。
御子多くましましし中に、冷泉、圓融は、天位に即き給ひしかば、申すに及ばず。親王の中に、具平親王、賢才、文藝のかた、代の御迹を、よく相つぎ申し給ひけり。一條の御代に、よるづ、昔を興し、人を用ひましましければ、この親王昇殿し給ひし日、清涼殿にて、作文ありしに、所貴是賢才といふ題にて、韻を探らるることありき。この親王の御爲なるべし。凡、諸道にあきらかに、佛法の方まで暗からざりけりとぞ。昔より、源氏多かりしかども、この御末のみぞ、今に至るまで、大臣以上に至りて相つげり。

源氏といふことは、嵯峨の御門、世の費を思しめして、皇子、皇孫に、姓を給ひて、人臣となし給ひぬ。すなはち、御子あまた

源氏の姓を給りぬ。桓武の御子、葛原親王の男、高棟、平の姓を給り、平城の御子、阿保親王の男、行平、業平等、在原の姓を給れることも、この後の事なれど、これは、たまたまの義なり。弘仁以後、代代の御後は、みな、源の姓を給ひしなり。親王の宣旨を蒙る人は、才不才によらず、國國に、封戸など立てられて、世の費なりしかば、人臣につらね、宣學して、朝要にかなひ、器に隨ひ昇進すべき御おきてなるべし。姓を給る人は、直に、四位に敘せらる。當君のは、三位なるべしといへり。

この親王ぞ、まことに、才も高く、徳もおほしけるにや、その子師房、姓を給りて、人臣に列せられき。才藝、古に恥ぢず、名望、世に聞えたり。十七歳にて、納言に任ぜられ、數十年の間、朝廷の故實に練じ、大臣、大將にのほりて、懸車の齡までつかうま

懸車の齡
七十なり。漢書
薛廣德傳に見ゆ。

宇治の關白
藤原頼通。

御堂はらみ
關白藤原道長。
頼通の父。

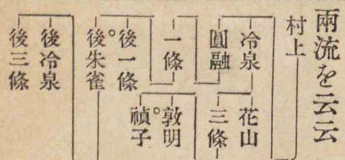
つられぬ。親王の女祇子女王は、宇治の關白の室なり。依りて、この大臣をば、彼の關白の子にし給ひて、藤氏にかはらず、春日の社にも参り仕うまつられけりとぞ。また、やがて、御堂の息女に相嫁せられしかば、子孫も、みな、彼の外孫なり。この故に、御堂、宇治をば、遠祖の如くに思へり。それよりこのかた、和漢の稽古を旨とし、報國の忠節を先とする誠あるによりて、や、この一流のみ絶えずして、十餘代に及べり。その中にも、行迹疑しく、貞節おろそかなるたぐひは、おのづから衰へて、迹なきもあり。向後といふとも、慎み思ひ給ふべきことなり。大かた、天皇の御事を記し奉る中に、藤氏のおこりは、所所に申せり。源のながれも久しくなりぬるうへに、正路を踏むべき一はしを心ざして、記せるなり。君も、村上の御ながれ一とほ

りにて、十七代にならせ給ひぬ。臣も、この末の源氏こそ相傳りたれば、只、この君の徳すぐれ給ひける故に、餘慶あるかところそ仰ぎ申しけれ。

後三條天皇

第七十一代、第三十八世後三條院、御名は尊仁、後朱雀第二の子、御母は中宮禎子内親王、三條院の皇女なり。後朱雀の御素意にて、太弟に立ち給ひき。又、三條の御末をもうけ給へりき。昔も、かかるためしありき。兩流を、内外にうけ給ひて、繼體の主となりましましき。戊申治曆四年の年即位、己酉延久元年に改元。

この天皇は、東宮にて、久しくおはしましければ、しづかに、和漢の文、顯密の教までも、闇からず知らせ給ひき。詩歌の御



製も、あまた、人の口に残るめり。後冷泉の末さま、世の中あれ
て、民間のうれへありき。四月より、位に居給ひしかば、いまだ、
秋の穫にも及ばぬに、世の中のなほりにける、有徳の君にて
ましましけりとぞ申し傳へたる。始めて、記録所といふ所を
おかれて、國國の衰へたることを直されき。延喜、天曆よりこ
なたには、まことに、かしこき御事なりけむかし。

天下を治め給ふこと四年、太子に譲りて、尊號あり。後に出
家せさせ給ひき。この御時よりぞ、執柄の權抑へられて、君の、
御みづから、政をしらせ給ふことにかへりにし。されど、その
頃までも、讓國の後、院中にて、政務ありとは見え、四十歳お
はしましき。

白河天皇

第七十二代、第三十九世白河院御名は貞仁、後三條第一の
子、御母は贈皇太后藤原茂子、贈太政大臣能信の女、實は中納
言公成の女なり。延久四年壬子の年即位、承保元年甲寅に改元。

いにしへの迹を興されて、野の行幸などもあり、又、白河に、
法勝寺をたて、九重の塔婆なども、昔の御願の寺寺にも超え、
ためしなき程にぞ作りととのへさせ給ひける。この後、代ご
とに打ち續き、御願寺を建てられしを、造寺熾盛の謗ありき。
造作のために、諸國の重任などいふこと多くなりて、受領の
功課も正しからず、封戸、莊園、あまた寄せおかれて、まことに、
國の費とこそなりにしか。天下を治め給ふこと十四年、太子

野の行幸
野は洛西嵯峨野
をさせるなり。

代毎に云云
堀河の御代の尊
勝寺、鳥羽の御
代の最勝寺、崇
徳の御代の圓勝
寺成勝寺、近衛
の御代の延勝寺
これに法勝寺を
加へて、六勝寺
と稱しき。

に譲りて、尊號あり。世の政を、はじめて、院中にてしらせ給ひ
き。後に出家せさせ給ひても、猶、そのままにて、御一期はすご
させましましき。

兼家
藤原氏、太政大
臣たり。
實資
藤原氏、右大臣
たり。

おりゐにて、世をしらせ給ふこと、昔はなかりしなり。孝謙、
脱履の後にぞ、廢帝は、位に居給ふばかりと見えられたれども、古
代の事なればたしかならず。嵯峨、清和、宇多の天皇も、ただ讓
りてのかせ給ひぬ。圓融の御時は、やうやうしらせ給ふこと
もありしにや、院の御前にて、攝政兼家の大臣承りて、源時中
の朝臣を、參議になされたりとて、小野宮實資の大臣などは
傾け申されけりとぞ。

されば、上皇ましませど、主上をさなくおはします時は、ひ
とへに、執柄の政なりき。宇治の大臣の世となりては、三代の

宇治
山城國宇治郡。

君の執政にて、五十餘年、權を專にせられぬ。先代には、關白の
後は、如在の禮にてありしに、あまりなる程になりければ
にや、後三條院坊の御時より、あしざまに思しめすよし聞え
て、御中らひあしくて、あやぶみおぼしめす程の事のみなむ
ありける。踐祚の時、即ち、關白を罷めて、宇治に籠られぬ。弟の
二條の教通の大臣關白せられしが、殊の外に、その權もなく
おはしき。まして、この御代には、院にて、政をきかせ給へば、執
柄は、ただ、職に備りたるばかりになりぬ。

されど、これより、また、古き姿は一變するにやありけむ。執
柄、世を行はれしかど、宣旨、官符にてこそ、天下の事は施行せ
られしに、この御時より、院宣、廳の御下文を重くせられしに
よりて、在位の君、また、位に備り給へるばかりなりき。世の末

鳥羽
山城國紀伊郡
平安城の正南な
り。

になれる姿なるべきにや。
又、城南の鳥羽といふ所に、離宮を立て、土木の、大いなるい
となみありき。昔は、おりゐの君は、朱雀院にましましき。これ
を後院といへり。又、冷然院にもおはしけるに、かの所所には
住ませ給はず、白河より後には、鳥羽殿をもて、上皇御座の本
所とは定められにけり。御子堀川の御門、御孫鳥羽の御門、御
曾孫崇徳の御在位まで五十餘年、世をしらせ給ひしかば、院
中の禮などいふ事もこれよりぞ定りにける。すべて、御心の
ままに、久しくたもたせ給ひし御代なり。七十七歳おはしま
しき。

後白河天皇

第七十七代、第四十二世後白河院、御名は雅仁、鳥羽第四の
子、崇徳同母の弟なり。

近衛は、鳥羽の上皇、鍾愛の御子なりしに、早世しましまし
ぬ。又、崇徳の御子重仁の親王、即かせ給ふべかりしに、もとよ
り、御中心よからでやみぬ。上皇おぼしめし煩ひけれど、この
御門立たせ給ひにき。立太子もなくて、すぐに居させ給ひぬ。
今は、この御末のみこそ繼體し給へば、しかるべき天命とぞ
覺ゆる。乙亥久壽二年の年即位、丙子に改元、年號を保元といひき。鳥羽
院、晏駕ありしかば、天下をしらせ給ひぬ。

左大臣頼長ときこえしは、知足院の入道關白忠實の次郎
なり。法性寺の關白忠通の大臣、この大臣の兄にて、和漢の才
高くして、久しく、執柄にて仕へられき。この大臣も、漢才は高

頼長
藤原氏。

本院の大臣
藤原時平。

く聞えしかど、本性あしくおはしけりとぞ。父の愛子にて、よこさまに申し請けられければ、關白をばおきながら、藤氏の長者になり、内覽の宣旨を蒙られぬ。長者の、他人にわたること、攝政、關白始りては、その例なし。内覽は、むかし、醍醐の御代のはじめつ方、本院の大臣と菅家と、政を輔けられし時、相並びて、その號ありきと申すめれど、本院も、關白にはあらず。その例たがふにや。兄の大臣は、本性おだやかにおはしければ、思ひ入れぬさまにてぞすごされける。近衛の御門かくれ給ひし頃より、内覽を罷められたりしに、恨を含みて、大かた、天下を、我がままにとはからはれけるにや。崇徳の上皇を申しすすめて、世を亂られぬ。父の法皇晏駕の後、七箇日ばかりやありけむ。忠孝の道缺けにけることと見えたり。法皇も、かね

て悟らせ給ひしにや、平清盛、源義朝等に召しおほせて、内裏をまもり奉るべきよし、勅命ありきとぞ。

上皇、鳥羽より出で給ひて、白河の大炊殿といふ所にて、すぐに、兵を集められければ、清盛、義朝等に勅して、上皇の宮を攻められぬ。官軍、勝にのれりしかば、上皇は、西山の方にのがれ、左大臣は、流矢にあたりて、奈良阪の邊まで落ちゆかれけるが、終に害死せられぬ。上皇、御出家ありしかど、猶、讃岐に遷され給ひぬ。左大臣の子ども、國國に遣されぬ。武士どもも、多く誅にふしぬ。その中に、源爲義ときこえしは、義朝が父なり。いかなる御志かありけむ、上皇の御方にて、義朝と各別になりぬ。餘の子どもは、父に屬しけるにこそ。軍やぶれて、爲義も出家したりしを、義朝預りて誅せしこそ、ためしなき事には

西山
崇徳上皇は、如意山の方に逃れ給ひしなれば、西山は東山の誤なるべし。

奈良阪の戦
弘仁の亂なり。

あれ。嵯峨の御代に、奈良阪の戦ありて後は、都に、兵革といふ
ことなかりしに、これより亂れそめぬるも、時運のくだりぬ
る姿とぞ覺ゆる。

通憲法師
法號を信西とい
ふ。南家の裔な
り。

この君の御乳母の夫にて通憲法師といひしは、藤家の儒
門より出でたり。宏才博覽の人なりき。されど、時にあはずし
て出家したりしに、この御代に、いみじく用ひられて、内内に
は、天下の事、さながらはからひ申しけり。大内は、白河の御代
より、久しく荒廢して、里内裏にのみましまししを、謀をめぐ
らし、國の費もなく造り立てて、絶えたる公事どもをも申し
行ひき。すべて、京中の道路などもはらひ清めて、昔に反りた
る姿にぞありし。

天下を治め給ふこと三年、太子にゆづりて、例のごとく、尊

五代の父祖
二條高倉は御子、
六條安德後鳥羽
は御孫に當らせ
給ふ。

號ありき。院中にて、天下をしらせ給ふこと三十餘年、そのあ
ひだに、御出家ありしかど、政務はかはらず。白河、鳥羽兩代の
ごとくなりき。されども、うちつづき、亂世にあはせ給ひしこ
そあさましけれ。五代の帝の父祖にて、六十六歳おはしまし
き。

二條天皇

第七十八代二條院、御名は守仁、後白河の太子、御母は贈皇
太后藤原懿子、贈太政大臣經實の女なり。保元三年戊寅の年即位、己卯
に改元、年號を平治といひき。

右衛門督藤原信賴といふ人あり。上皇、いみじく寵せさせ
給ひて、天下の事をさへきかせらるるまでになりければ、

縁者になり

て

通憲の子成憲、清盛の女を娶る。

熊野

紀伊國東牟婁郡

なる熊野神社。

傍に

黒戸御所をいふ。

おごりの心も萌して、近衛の大將を望み申ししを、通憲法師諫め申してやみぬ。その時、源義朝朝臣が、清盛朝臣におさへられて、恨を含めりけるを相かたらひて、叛逆を思ひ企てけり。保元の亂には、義朝が功高くありけれど、清盛は、通憲法師が縁者になりて、殊の外に召しつかはれぬ。通憲法師、清盛等をうしなひて、世を恣にせむとぞはからひける。清盛、熊野にまうでける隙をうかがひて、まづ、上皇御座の三條殿といふ所を焼きて、大内に遷し申し、主上をも、傍におし籠め奉りぬ。通憲法師遁れがたくやありけむ、みづから失せぬ。その子ども、やがて、國國へ流し遣しき。

通憲も、才學あり、心もさかしかりけれど、己が非を知り、未萌の禍を防ぐまでの知分や缺けたりけむ、信賴が非をば諫

我が子供は

その子俊憲は參議、成憲は中將、長憲は少將、貞憲は右中辨たり。

め申しけれど、我が子どもは、顯職顯官に登り、近衛の次將などにさへなり、參議以上にあがるもありき。かくて失せにし

かば、これも、天意にたがふ所ありといふことは、疑なし。清盛、この事を聞き、道よりのほりぬ。信賴かたらひおきける近臣等の中に、心がはりする人人ありて、主上、上皇を、忍び

心がはりする人

藤原經宗、同惟方等。

ていだし奉り、清盛が家に遷し申してけり。すなはち、信賴、義朝等を追討せられぬ。程なく打ち勝ちぬ。信賴は捕れて、首を

尾張の國にて

知多郡野間の内海にて、長田忠致に殺さる。

にて討たれぬ。その首を梟せられにき。

義朝、重代の兵たりしうへ、保元の勳功捨てられ難かりしに、父の首を斬らせたりしこと、大いなるとがなり。古今にも聞かず、和漢にも、例なし。勳功に申し替ふとも、みづから退く

とも、などか、父を申したすくる道なかるべき。名行闕けはてにければ、いかでか、遂に、その身を全くすべき。滅びぬることには天理なり。およそ、かかる事は、その身の科はさることにて、朝家の御あやまりなり。よくよく、案あるべかりけることにてこそ。

その頃、名臣も、數多ありしにや、又、通憲法師、よろづ申し行ひしに、などか諫め申さざりける。大義には、親を滅すといふことのあるは、石碯といふ人、その子を殺したりしことなり。父として、不忠の子を殺すは理なり。父不忠なりとも、子として、殺すといふ道理なし。孟子に、譬を取りていへるに、舜の天子たりし時、その父瞽叟、人を殺すことあらむを、時の大理なりし臯陶捕へたらば、舜は、いかがし給ふべきといふに、舜は、

大義には云云
左傳に出づ。

石碯といふ人云云

衛の大夫石碯、公子州吁の弑逆に與れる、わが子石厚を殺さしめしをいふ。

位をすてて、父を負ひてぞ去らましとあり。大賢の教なれば、忠孝の道あらはれて、おもしろくこそ。保元、平治よりこのかた、天下亂れて、武用さかりに、王位輕くなりぬ。いまだ、太平の世にかへらざるは、名行の敗れ初めしによれることとぞ見えたる。

かくて、しばし靜れりしに、主上、上皇、御中あしくて、主上の外舅大納言經宗、御めのと子の別當惟方等、上皇の御意に背きければ、清盛朝臣に仰せて召しとり、配所に遣されぬ。これより、清盛、天下の權を恣にして、程なく、太政大臣にあがり、その子、大臣、大將になり、あまさへ、兄弟、左右の大將にて並びにき。天下の諸國は、半すぐるまで家領となし、官位は、おほく、一門の家僕にふさげたり。王室の權、更になきが如くになりぬ。

この天皇、天下を治め給ふこと七年、二十三歳おはしましき。

高倉天皇

第八十代、四十三世高倉院、御名は憲仁、後白河第五の子、御母は皇后平滋子、贈左大臣時信の女なり。仁安三年戊子の年即位、嘉應元年己丑に改元。

上皇、天下を知らせ給ふこと、もとの如くなりき。清盛權を專にせしことは、殊更に、この御代の事なり。その子徳子入内して、女御となりぬ。即ち、立后ありき。末つ方、やうやう、所所に、反亂のきこえあり。清盛一家、非分のわざ、天意に背きけるにこそ。嫡子内大臣重盛は、心ばへさかしくて、父の悪行なども諫めとどめたるさへ、世を早くしぬ。いよいよ、おごりを極め、

世を早く
治承三年八月薨
す、年四十二。

基房師長
ともに藤原氏。

權をほしきままにす。時の執柄にて、菩提院關白基房の大臣おはせしも、中らひよろしからぬ事ありて、太宰權帥に遷され、配流せられぬ。妙音院師長の大員も、京中をいだされぬ。その外に、罪せられし人多かりき。

院の御子
後白河
二條六條
以仁王
高倉安徳
相ふれて
治承四年五月の
ことなり。

從三位源賴政といひし者、院の御子以仁の王とて、元服はありしかど、親王の宣旨などだになくて、傍なる宮におはせしを勧め申して、國國にある源氏の武士等に相ふれて、平氏を失はむとはかりけり。事露れて、皇子も失はれ給ひぬ。賴政も亡びぬ。かかれど、それより亂れそめてけり。義朝朝臣が子賴朝、平治の亂に、死罪を申しなだむる人ありて、伊豆の國に配流せられて、多くの年をおくりしが、以仁王の密旨をうけたまはり、院よりも、忍びて仰せつかはす道ありければ、東國

嚴島
嚴島明神なり。
市杵島姬命を祀
る。

をすすめて、義兵を起しぬ。
清盛、いよいよ、悪行をのみなしければ、主上、深く歎かせ給ひにき。俄に、遜位のことありしも、世を厭はせましける故とぞ。天下を治め給ふこと十二年、世の中の御祈の爲にや、平家の取り分け崇め申す神なりければ、安藝の嚴島になむ参らせ給ひける。この御門、御心ばへもめでたく、孝行の御志深かりき。管絃のかたも、すぐれておはしましけり。尊號ありて、程なく、世を早くし給ひき。二十一歳おはしましき。

安徳天皇

第八十一代安徳天皇、御名は言仁、高倉第一の子、御母は中宮平徳子、太政大臣清盛が女なり。治承四年庚子の年即位、養和元年辛丑に改元。

比叡山
延暦寺。
中三とせ
壽永二年七月京
を落ち、文治元
年三月壇浦にて
亡ぶ。

法皇、猶世をしらせ給ふ。平氏は、いよいよおごりをなし、諸國は、すでに亂れぬ。都をさへ遷すべしといひて、攝津國福原とて、清盛が住む所のありしに行幸せさせ申しけり。法皇、上皇も、同じくうつし奉りぬ。人の恨、多く聞えければにや、復し奉りにき。いく程もなく、清盛かくれて、次男宗盛、その迹を繼ぎぬ。世の亂をも顧みず、内大臣に任ぜり。天性、父にも、兄にも及ばざりけるにや、威望も、いつしか衰へ、東國のいくさ、既にこはくなりて、平氏の軍、所所にて、利を失ひけりとぞ。法皇忍びて、比叡山に登らせ給ひぬ。平氏、力をおとし、主上を勧め申して、西海に没落せり。中三とせば、かりありて、平氏、悉く滅亡しぬ。清盛が後室、從二位平時子といひし人、この君を抱き奉り、神璽をふところにし、寶劍を、腰にさして、海中に入りぬ。あ

さましかりし亂世なり。
天下を治め給ふこと五年、八歳おはしましき。遺詔等のさた
なければにや、天皇と稱し申すなり。

後鳥羽天皇

第八十二代、第四十四世後鳥羽院、御名は尊成、高倉第四の
子、御母は七條院藤原殖子、入道修理大夫信隆の女なり。

先帝、西海に、臨幸ありしかど、祖父法皇の御世なりしかば、
都はかはらず、攝政基通の大臣ぞ、平氏の縁にて供奉せられ
しを、諫め申すともがらありけるにや、九條の大路邊よりと
どまられぬ。その外、平氏の親族ならぬ人人は、御供仕うまつ
る人なかりけり。還幸あるべきよし、院宣ありけれど、平氏、承

平氏の縁
藤原基通の母は、
清盛の女なり。

引し申さざりき。よりて、太上法皇の詔にて、この天皇立たせ
給ひぬ。親王の宣旨までもなかりき。まづ皇太子とし、すなは
ち、受禪の儀あり。翌年、甲辰元暦元年にあたる年四月に改元、七月に即
位。この同胞に、高倉の第三の御子ましまししかど、法皇、この
君をえらび定め申し給ひけりとぞ。

先帝、三種の神器を相具せさせ給ひし故に、踐祚のはじめ
の違例なりしかども、法皇、國の本主にて、正統の位を傳へま
しましき。皇大神宮、熱田の神明に護らせ給ふことなれば、天
位つつがもましまさず。平氏ほろびて後、内侍所、神璽は還り
入らせ給ひ、寶劍は、つひに、海に沈みて見えたり給ひぬ。そ
のころほひは、晝の御座の御劍を、寶劍に擬せられたりしが、
神宮の御告にて、神劍を獻らせ給ひしによりて、近頃までの

神宮の御告
土御門天皇御讓
位の時夢想あり
て、伊勢よりこ
れを進る由、禁
秘抄に見ゆ。

御守なりき。

三種の神器のことは、所所に申ししかども、まづ、内侍所は神鏡なり。八咫の鏡と申す。正體は、皇大神宮にいはひ奉れり。内侍所にましますは、崇神の御代に鑄替へられたりし御鏡なり。村上の御時、天徳年中に、火事にあひ給ひき。それまでは、圓規缺けましまさざりき。後朱雀の御時、長久年中、かさねて火ありしに、灰燼の中より、光をささせ給ひけるを、納めてぞ崇め奉られける。されど、正體つつがなく、萬代の宗廟にまします。寶劍も、正體は、天の叢雲の劍と申す。熱田の神宮にいはひ奉れり。西海に沈みしは、崇神の御代に、おなじく作りかへられし劍なり。失せぬることは、末世のしるしにやと恨めしけれど、熱田の神、あらたなる御事なり。昔、新羅國より、道行

道行といふ法師云天智天皇の七年のことなり。

といふ法師來りて、盗み奉りしかど、神變を現して、我が國を出で給はざりき。かの兩種は、正體昔にかはりましまさず。代代の天皇の、遠き御まもりとして、國土の、あまねき光となり給へり。失せにし寶劍は、もとより、如在の事とぞ申し奉るべき。神璽は、八咫瓊の曲玉と申す。神代より、今にかはらず。代代の御身を離れぬ御まもりなれば、海中より浮び出で給へるも理なり。

三種の御事は、よく心得奉るべきなり。なべて、物知らぬたぐひは、上古の神鏡は、天徳、長久の災にあひ、草薙の寶劍は、海に沈みけりと申し傳ふることあるにや。かへすがへすひがごととなり。この國は、三種の正體をもちて、眼目とも、福田とも、することなれば、日月の天をめぐらむ程は、一つもかけ給ふ

まじきなり。天照大神の勅に、寶祚の榮えまさむこと、天地と
きはまりなかるべし」とあれば、いかでか疑ひ奉るべき。今よ
りゆくさきも、いとたのもしくこそ思はるれ。

まづ入京
壽永二年九月。
平氏、いまだ西海にありしほど、源義仲といふもの、まづ入
京し、兵威盛なるを以て、世の中の事をおさへ行ひけり。征夷
將軍に任せられぬ。この官は、昔、阪上田村麿までは、東夷征伐
の爲に任せられき。その後、將門がみだれに、右衛門督忠文の
朝臣、征東將軍を兼ねて、節刀を給ひしよりこの方、久しくた
えて、任せられず。義仲ぞ、はじめてなりにける。あまりなる事
多くて、法皇、御いきどほりの故にや、近臣の中に、軍をおこし、
退治せむとせしに、事ならずして、中中あさましき事なむ出
來にし。東國の頼朝、弟範頼、義經等をさしのぼせしかば、義仲

近臣の中に
云云
鼓判官知康等、
義仲を討たむと
して敗れ、法皇、
法住寺に幽せら
れ給ふ。

は、やがて亡びぬ。さて、それより、西海へ向ひて、平氏を平げし
なり。天命きはまりぬれば、巨猾もほろびやすし。人民の安か
らぬことは、時の災難なれば、神も、力及ばせ給はぬにや。
かくて、平氏滅亡してしかば、天下、もとの如く、君の御まま
なるべきかと覺えしに、頼朝、勳功、まことに、ためしなかりけ
れば、みづからも、權をほしきままにし、君もまた、うち任せら
れにければ、王家の權は、いよいよ衰へにき。諸國に、守護をお
きて、國司の威を抑へしかば、吏務といふこと、名ばかりにな
りぬ。あらゆる莊園、郷保に、地頭を補せしかば、本所は、なきが
如くになれりき。頼朝は、從五位下前右兵衛佐なりしが、義仲
追討の賞に越階して、正四位下に叙せられ、平氏追討の賞に、
又越階して、從二位に叙せられぬ。建久の初にや、始めて京上

建久の初に
や
建久元年十一月。

その後
建久三年七月。

して、やがて、一度に、權大納言に任ぜられ、又、右近衛大將を兼ねしめられぬ。頼朝、しきりに辭退し申しけれど、叡慮によりて、朝獎ありきとぞ。程なく辭退して、もとの鎌倉の館になむ下りし。その後、征夷大將軍に拜任せり。それより、天下の事、東方のままになりなき。平氏のみだれに、南都の東大寺、興福寺、焼けにしを、東大寺をば、俊乘といふ上人勸め立てければ、公家にも委任せられ、頼朝も、深く隨喜して、程なく、再興せり。供養の義も、古き蹤をたづねて行はれけり。ありがたき事にや。頼朝も、重ねて京上しけり。且は、結縁のため、かつは、警固のためなりき。

俊乘
俊乘坊重源。

法皇かくれさせ給ひて、主上、世をしらせ給ひにき。すべて、天下を治め給ふこと十五年、太子に譲りて、尊號、例の如くな

承久に事あり
承久三年の亂。

りき。院中にて、又、二十餘年しらせ給ひしが、承久に、事ありて御出家、隱岐の國にてかくれ給ひぬ。六十歳おはしましき。

仲恭天皇

第八十五代廢帝、御名は懷成、順徳の太子、御母は東一條院藤原光子、故攝政太政大臣良經の女なり。

承久三年春の頃より、上皇おほしめし立つ事ありければ、俄に讓國し給ひき。順徳、御身をかるめて、合戦の事をも、ひとつ御心にせさせ給はむ御はかりごとにてや。新主に、讓位ありしかど、即位、登壇までもなくて、軍やぶれしかば、外舅攝政道家の大臣の九條の亭へのがれさせ給ひぬ。三種の神器をば、閑院の内裏に捨ておかれにき。讓位の後、七十七箇日の間、し

外舅
藤原良經
道家
立子
順徳
仲恭



飯豊天皇
飯豊尊と申す。
仁賢顯宗二帝の
御姊。

ばらく、神器をつたへ給ひしかども、日嗣には加へ奉らず。飯豊の天皇の例になぞらへ申す。元服などもなくて、十七歳にてかくれましき。

さても、その世の亂を思ふに、まことに、末の世には、まよふ心もありぬべく、又、下の、上を凌ぐはしともなりぬべし。そのいはれを、よく辨へらるべきことなり。頼朝、勳功は、昔より、たぐひなき程なれど、ひとへに、天下を、たなごころにせしかば、君として、安からず思しめせるもことわりなり。いはむや、そのあとたえて、後室の尼公、陪臣の義時が世になりぬれば、彼の迹を削りて、御心のままにせらるべしといふも、一往の謂なきにあらず。しかれども、白河、鳥羽の御代の頃より、政道の古きすがた、やうやう衰へ、後白河の御時、兵革おこりて、姦臣、

後室の尼公
頼朝の妻たりし
平政子。

世をみだり、天下の民ほとほと、塗炭におちにき。頼朝、一臂をふるひて、その亂を平げたり。王室は、古きに復るまではなかりしかど、九重の塵もをさまり、萬民の肩もやすまりぬ。上下、堵を安くし、東より西より、その徳に伏ししかば、實朝なくなりても、背く者ありとは聞えざりき。これにまさる程の徳政なくして、いかで、たやすく覆さるべき。たとひ、又、失はれぬべくとも、民安かるまじくば、上天、よも與し給はじ。

次に、王者の軍といふは、科あるを討じ、疵なきをば滅さず。頼朝、高官にのほり、守護の職を給ひし、これ皆、法皇の勅裁なり。私にぬすめりとは定めがたし。後室、その迹をはからひ、義時、久しく、かれが權を執りて、人望に背かざりしかば、下には、いまだ、疵ありといふべからず。一往のいはればかりにて、追

討せられむは、上の御とがとや申すべき。謀叛おこしたる朝敵の利を得たるには比量せられ難し。かかれれば、時のいたらず、天の許さぬことは疑なし。

但、下の、上を剋するは、きはめたる非道なり。遂には、などか、皇化にまつるはざるべき。まづ、まことの徳政を行はれ、朝威をたて、かれを剋するばかりの道ありて、そのうへの事とぞ覺ゆる。且は、世の治亂の姿をも、能くかがみ知らせ給ひて、私の御心なくば、干戈を動さるるか、弓矢ををさめらるるか、天の命に任せ、人の望に従はせ給ふべかりしことにや。遂にしは、繼體の道も、正路にかへり、御子孫の世に、一統の聖運を開かれぬれば、御本意の、いまだ、達せぬにはあらざれど、一旦も沈ませ給ひしこそ、くち惜しけれ。

繼體の道も云云

後堀河四條の二代をへて、終に土御門の御子後嵯峨の、御位に即き給ひしをいふ。

後嵯峨天皇

第八十八代、第四十六世後嵯峨院、御名は邦仁、土御門院第二の子、御母は贈皇太后源通子、贈左大臣通宗の女、内大臣通親の孫女なり。

この帝、承久のみだれありし時、二歳にならせ給ひけり。通親の大臣の四男、大納言通方は、父の院にも御傍親、贈皇后にも御ゆかりなりしかば、收養し申して、かくしおき奉りき。十八の御年にや、大納言さへ、世を早くせしかば、いとど、無頼になり給ひて、御祖母承明門院になむうつろひましましたしける。二十二歳の御年、春正月十日、四條院、俄に晏駕、皇胤もなし、連枝の御子もましまさず。順徳院ぞ、いまだ、佐渡におはしまし

父の院にも

通親

在子(土御門)通宗 通子

通方

後嵯峨

承明門院

源在子。後鳥羽天皇の女御。

けるが、御子達も、あまた、都にとどまり給ひき。入道攝政道家の大臣、彼の御子の外家におはせしかば、この流を、天位につけ奉り、もとのままに、世をしらむと思はれけるにや、その趣を仰せ遣しけれど、鎌倉の義時が子泰時はからひ申して、この君をすゑ奉りぬ。まことに、天命なり、正理なり。土御門院御兄にて、御心ばへもおだしく、孝行も深く聞えさせ給ひしかば、天照大神の冥慮に代りて、はからひ申しけるもことわりなり。

大方、泰時、心正しく、政すなほにして、人をはぐくみ、物におごらず、公家の御事を重くし、本所の煩をとどめしかば、風の前に、塵なくして、天の下、すなはち静りき。かくて、年代をかさねしこと、ひとへに、泰時が力とぞ申し傳ふめる。陪臣として、

法式を
貞永式目などを
作りたるをさす。

七代
泰時、經時、時頼、
時宗、貞時、師時、
高時。

久しく、權を執ることは、和漢兩朝に、先例なし。その主たりし頼朝すら、二世をば過ぎず。義時、いかなる果報にか、はからざる家業をはじめて、兵馬の權を執れりき。ためし稀なることにや。されど、殊なる才徳はきこえず。又、大名の下に、矜る心やありけむ。中二とせばかりありし、身まかりしかど、彼の泰時相續して、徳政を先として、法式をかたくし、己が分をはかるのみならず、親族、並に、あらゆる武士までも戒めて、高官高位を望む者なかりき。その政、次第のままに衰へ、つひに滅びぬるは、天命の終る姿なり。七代まで保てるこそ、かれが餘黨なれば、恨むる所なしといひつべし。

およそ、保元、平治よりこの方のみだりがはしきに、頼朝といふ人もなく、泰時といふ者もなからましかば、日本國の人

民、いかなりなまし。このいはれをよく知らぬ人は、故もなく、皇威のおとろへ、武備の勝ちにけると思へるはあやまりなり。所所に申せることなれど、天日嗣は、御讓にまかせ、正統に反らせ給ふにとりて、用意あるべきことのあるなり。神は、人を安くするを、本誓とす。天下の萬民は、みな神物なり。君は尊くましませど、一人を樂ましめ、萬民を苦むることは、天も許さず、神もさいはひせぬいはれなれば、政の可否に隨ひて、御運の通塞あるべしとぞ覺ゆる。

まして、人臣としては、君をたふとび、民を憐み、天にせぐくまり、地にぬき足し、日月の照すを仰ぎても、心のきたなくして、光にあたらざらむことをおぢ、雨露の施すを見ても、身の正しからずして、惠に洩れむことをかへりみるべし。朝夕に、

長田、狭田の稻の種をくふも皇恩なり。晝夜、生井、榮井の水の流をのむも神徳なり。これを思ひも入れず、あるにまかせて、欲を恣にし、私を先として、公を忘るる心あるならば、世に久しき理あらじ。いはむや、國柄を執る仁にあたり、兵權を預る人として、正路を踏まざらむにおきては、いかでか、その運を全くすべき。泰時が昔を思ふには、よく、誠ある所ありけむかし。子孫は、さほどの心あらじなれど、固くしける法のままに行ひければ、及ばずながら、世をも重ねしにこそ。

異朝の事は亂逆にして、紀なきためし多ければ、例とするにたらず。我が國は、神明の誓いちじるくして、上下の分定めり。しかも、善惡の報あきらかに、因果のことわり空しからず。且は、遠からぬ事どもなれば、近代の得失を見て、將來の鑒誠

とせらるべきなり。
 柳
 そもそも、この天皇、正路にかへりて、日嗣を承け給ひし、さ
 きだちて、さまざまの奇瑞ありき。又、土御門院、阿波の國にて、
 告文を書かせまして、石清水の八幡宮に啓白せさせ給ひけ
 り。その御本懷、末とほりにしかば、さまざまの御願をはたさ
 れしも、あはれなる御事なり。つひに、繼體の主として、この御
 末ならぬはましまさず。仁治三年壬寅の年即位、寛元元年癸卯の春改元。御身を
 慎み給ひければにや、天下を治め給ふこと四年、太子をさな
 くましましたし、しかども、讓國ありて、尊號、例の如く、院中にて、世
 をしらせ給ひき。御出家の後もかはらず、二十六年ありしか
 ば、白河、鳥羽よりこなたには、おだやかに、めでたき御代なる
 べし。五十三歳おはしましき。

龜山天皇

第九十代、第四十七世龜山院、御名は恆仁、後深草院同母の
 弟なり。正元元年己未の年即位、文應元年庚申に改元。

この天皇を、繼體と思しめしおきてけるにや、后腹に、皇子
 うまれ給ひしを、後嵯峨とり養ひまして、いつしか、太子に立
 て給ひぬ。後深草の御子も、先だちて生まれ給ひしかども、ひ
 き超されましにき。後嵯峨かくれさせ給ひて後、兄弟の御あ
 はひに争はせ給ふことありければ、關東より、母儀大宮院に
 尋ね申しけるに、先院の御素意は、當今にましますよしを、仰
 せ遣されければ、事定りて、禁中にて、政務をせさせ給ひき。
 天下を治めたまふこと十五年、太子に譲りて、尊號、例の如

皇子
 後宇多天皇
 後深草の御
 子
 伏見天皇
 後嵯峨
 後深草 伏見
 後伏見 光嚴
 花園 光明
 龜山 後宇多
 後二條 邦良
 後醍醐 後村上

くなりき。院中にて、十三年まで、世をしらせ給ひき。事あら
たまりにし後御出家。五十七歳おはしましき。

後宇多天皇

第九十一代、第四十八世後宇多院、御名は世仁、龜山の太子、
御母は皇后藤原信子、左大臣實雄の女なり。文永十二年甲戌の年即位、建治
元年亥に改元。

丙子の年、もろこしの宋の幼帝德祐二年にあたり。今年、
北狄の種蒙古おこりて、元國といひしが、宋の國を滅せり。私安辛
四年巳の年、蒙古の軍、多くの船をそろへて、我が國を犯しぬ。筑紫
にて、大いに合戦あり。神明、威をあらはし、形を現じて防がれ
けり。大風、俄におこりて、數十萬艘の賊船、みな漂倒破滅しぬ。

末世とはいへども神明の威徳不可思議なり。誓約のかはら
ざるごと、これにておし量るべし。

思の外に云

持明院流より、
太子の立ちて、
餘儀なく讓位あ
りしなむ。

遊義門院
皇后藤原始子。

東寺
教王護國寺とい
ふ。京都にあり。
眞言宗。

大覺寺
眞言宗。

この天皇、天下を治め給ふこと十三年、思の外に遁れまし
まして、十餘年ありき。後二條の御門立ち給ひしかば、世をし
らせ給ひき。遊義門院かくれまして、御歎のあまりにや、出家
せさせ給ひぬ。前大僧正禪助を御師として、宇多、圓融の例に
より、東寺にて灌頂せさせ給ひぬ。めづらかに尊きことなり
き。その日は、後醍醐の御門、中務の親王とて、王卿の座に即か
せましましき。唯今の心地ぞする。後二條院かくれさせ給ひ
し後、いとど世を厭はせ給ひ、嵯峨の奥、大覺寺といふ所に、弘
仁、寛平の昔の御蹤をたづねて、御寺など、あまた立てて、行
はせ給ひし。その後、後醍醐の御門、位に即きまししかば、又、し

ばらく、世をしらせ給ひて、三年ばかりありて、譲りましまし
き。

大抵大かた、この君は、中古よりこなたには、あり難き御事とぞ
申し奉るべき。文學の方も、後三條の後には、かほどの御才き
こえさせ給はざりしにや。寛平の御誠には、帝皇の御學問は、
群書治要などにて足りぬべし。雜文につきて、政事を妨げ給
ふなと見えたるにや。されど、延喜、天曆、寛弘、延久の御門は、皆
宏才博覽に、諸道をもしらせ給ひ、政事にも、明にましましし
かば、先二代は、ことふりぬ、つぎては、寛弘、延久をば、賢王とも
申すめり。和漢の古事を知らせ給はねば、政道も明ならず、皇
威も軽くなる、定れる理なり。尙書に、堯、舜、禹の徳をほむるに
は、古に若稽しひひんがよといへり。傳説が、殷の高宗を教へたるには、事、古

寛弘
一條天皇。
延久
後三條天皇。

事古を師と
せずして
尙書說命篇に出
づ。
仇士良
唐の玄宗の時の
人。

を師とせずして、世に永きことは、説がきかざる所なり」とあ
り。唐に、仇士良とて、近習の宦者にて、内權を取り、極めたる奸
人なり。その黨類に教へけるは、人主に、書を見せ奉るな。はか
なき遊びたはむれをして、御心を亂るべし。書を見て、道を知
り給はば、我がともがらは失せぬべし」といひけり。今もあり
ぬべき事にや。

寛平の、群書治要をさして宣ひける、部せまきに似たり。但、
この書は、唐の太宗、時の名臣、魏徵をして撰ばせられ、五十卷
の中に、あらゆる經史、諸子までの名文を載せたり。全經の書、
三史等をぞ、常の人は學ぶなる。この書に載せたる諸子など
は、見る者すくなし。ほとほと、名をだに知らぬたぐひもあり。
まして、萬機をしらせ給はむに、これまで學ばせ給ふこと、よ

三史
史記と前後漢書
とをいふ。

紀納言
中納言紀長谷雄

しなかるべきにや。本經等を習はせましますまではあるべからず。すでに、雜文とてあれば、經史の御學問のうへに、この書を御覽じて、諸子等の雜文までなくとも、御心なり。寛平は、殊に博く學ばせ給ひければにや、周易の深き道をも、愛成といふ博士に受けさせ給ひき。延喜の御事は、左右にあたはず。菅氏輔佐し奉られき。その後も、紀納言、善相公等の名儒ありしかば、文道のさかりなりしことも、上古に及べりき。この御誠につきて、天子の御學問、さまでなくともと申す人の聞ゆる、あさましき事なり。何事も、文の上にて、よく料簡あるべきをや。

正中元年元亨の末、甲子の六月に、五十八歳にてかくれましましき。

後醍醐天皇

一、御即位

第九十六代、第四十九世後醍醐天皇、御名は尊治、後宇多第二の子、御母は談天門院藤原忠子、内大臣師繼の女、實は入道參議忠繼の女なり。御祖父龜山の上皇養ひ申し給ひき。

弘安に、時うつりて、龜山、後宇多、世をしろしめさずなりにしを、たびたび、關東に仰せ給ひしかば、天命のことわり、かたじけなく、恐れ思ひければにや、俄に、立太子のさたありしに、龜山は、この君をすゑ奉らむと思しめして、八幡宮に、告文を納め給ひしかど、一の御子、さしたる故なくて、捨てられ難き御事なりければ、後二條ぞ居給へりし。されど、後宇多の御志

もあさからず、御元服ありて、村上の例により、太宰の帥にて、節會などに出でさせ給ひき。後、中務の卿を兼ねさせ給ひき。後二條、世を早くしまし、父の上皇歎かせ給ひし中にも、よろづ、この君にぞ委附し申させ給ひける。やがて、儲君の定ありしに、後二條の一の御子、邦良の親王居給ふべきか、と聞えしに、おぼしめす故ありとて、この親王を、太子に立て給ひき。彼の一の御子を、さなくましませば、御子の儀にて傳へさせ給ふべし。もし、早世の御事あらば、この御末繼體たるべしとぞ記しおかせましましける。彼の親王、鶴膝の御病ありて、危く思しめしける故なるべし。

後宇多の御門こそ、ゆゆしき稽古の君にましまししに、その御迹をば、よくつぎ申させ給へり。剩へ、もろもろの道を好

み知らせ給ふこと、ありがたき程の御事なりけむかし。佛法にも、御志深くて、むねと、眞言を習はせ給ひき。はじめは、法皇に受けましましけり。後に、前大僧正禪助に、許可まで受け給ひけるとぞ。それならず、人人に、諸流をも受けさせ給ひぬ。又、諸宗をも捨て給はず。本朝、異朝、禪門の僧徒までも、内に召してとぶらはせ給ひき。すべて、和漢の道をかね明なる御事は、中頃よりの代代には、超えさせましましけるにや。

文保二年 戊午の年即位、己未の夏四月に改元、元應と號せり。はじめつかたは、後宇多院の御政なりしを、中二とせば、かりありてぞ譲り申させ給ひし。それより、古きが如くに、記録所を置かれて、夙におき、夜はにおほとのごもりて、民の愁をきかせ給ひき。天下こそりて、これを仰ぎ奉りぬ。公家のふるき御政に

東宮
邦良親王。

かくれ給ひぬ
嘉曆元年三月。

歸るべき世にこそと、高きも卑しきもかねてうたひ喜びき。かかりし程に、後宇多院かくれさせ給ひて、いつしか、東宮の御方にさぶらふ人々、（侍）そばそばに聞えしが、關東に、使節を遣され、天位を争ふまでの御中らひになりなき。あづまにも、東宮の御事をひき立て申す輩ありて、御憤のはじめとなりぬ。（正平元年と改元）元亨甲子の九月の末つかた、やうやく、事あらはれにしかども、承り行ふ中に、いふかひなき事出でしにしかど、大方は、事なくてやみぬ。その後、ほどなく、東宮かくれ給ひぬ。神慮にもかなはず、祖皇の御誠にもたがはせ給ひけりとぞ覺えし。今こそ、この天皇、疑なき繼體の正統に定らせ給ひぬれ。されど、坊には、後伏見第一の子、量仁の親王居させ給ひき。

二、元弘の亂

笠置
山城國相樂郡。

六波羅
京都五條の東。
南北探題をもち
れたり。

位に即かせ
光嚴天皇。

御子達も

後醍醐

尊良（土佐）

恆良

成良

義良

護良

宗良（讃岐）

かくて、元弘^{元年}辛未の年八月に、俄に、都を出でさせ給ひ、奈良の方に、臨幸ありしが、その所宜しからで、笠置といふ山寺の邊に、行宮をしめ、御志あるつはものを召し集められぬ。たびたび、合戦ありしが、同九月に、東國のいくさ、多く集りのほりて、事かたくなりければ、他所に遷らしめ給ひしに、思の外（外）の事出できて、六波羅とて、承久よりこなた占めたる所に、みゆきなりぬ。御供にありし上達部、上のをのこ共も、或はとられ、或は忍び隠れたるもあり。かくて、東宮、位に即かせ給ひぬ。次の年の春、隱岐の國に遷されましましき。御子達も、あなたかなたに遷され給ひしに、兵部卿護良親王ぞ、山山をめぐり、

國國を催して、義兵を起さむと企て給ひける。河内の國に、楠木正成といふものありき。御志深かりければ、河内と大倭との境に、金剛山といふ所に、城を構へて、近國をおかし平げしかば、東より、諸國の軍を集めて攻めしかども、かたく守りければ、たやすく落すに能はず。世の中亂れ立ちにき。

次の年癸酉元弘三年の春、忍びて、御船に奉りて、隱岐を出でて、伯耆

源長年
名和氏

船上

伯耆國東伯郡船
上山。

上皇
後伏見及び花園
上皇。

に著かせ給ひぬ。その國に、源長年といふものあり。御方に参りて、船上といふ山寺に、假の宮をたててぞ住ませ奉りける。かのあたりの軍兵、しばらくは、きほひて襲ひ申しけれど、皆なびき申しぬ。都近き所所にも、御志ある國國の兵、よりよりうち出でつれば、合戦も、度度になりぬ。また、京中騒しくなりて、上皇も新主も、六波羅にうつり給ひぬ。伯耆よりも、軍をさ

御志ある
赤松則村等
藤原親光
結城氏。

しのほせられぬ。ここに、畿内近國にも、御志あるともがら、八幡山に、陣をとりぬ。阪東よりのほれる兵の中、藤原親光といふものも、彼の山に馳せくははりぬ。つぎつぎ、御方に参る輩多くなり、にけり。源高氏ときこえしは、昔の義家朝臣が三男義國といひしが、後胤なり。彼の義國が孫なりし義氏は、平義時朝臣が外孫なり。義時等が世となりて、源氏の號ある勇士には、心をおきければにや、おしすゑたるやうなりしに、これは外孫なれば、取り立てて、領する所なども、數多はからひおき、代代になるまで、隔なくてのみありき。高氏も、都へさしのほせられけるに、疑を遁れむとにや、告文を書きおきてぞ進發しける。されど、冥見をもかへりみず、この度心がはりして、御方にまゐりぬ。官軍力を得し、まに、五月八日の頃にや、都

にある東軍、皆敗れて、あづまへ心ざして落ち行きしに、兩院新帝、おなじく、御幸あり。近江の國馬場といふ所にて、御方に志ある輩打ち出でにければ、武士は戰ふまでもなく、多くは自滅しぬ。又、兩皇、新帝は、都にかへし奉り、官軍、これを守り申しき。かくて、都より西さま、程なく靜りぬと聞えければ、還幸せさせ給ひぬ。誠にめづらかなりし事になむ。

東にも、上野の國に、源義貞といふ者あり。高氏が一族なり。世の亂に、思をおこし、幾ばくならぬ勢にて、鎌倉にうちのぞみけるに、高時等、運命極りにければ、國國の兵附きしたがふこと、風の草を靡すが如くして、五月の二十二日にや、高時をはじめとし、多くの一族、皆自滅してければ、鎌倉、又たひらぎぬ。符契を合することもなかりしに、筑紫の國國、陸奥、出羽の

奥までも、同じ月にぞ靜りにける。六七千里の間、一時におこりあひにし、時のいたり、運の極りぬるは、かかる事にこそと、不思議にもありしものかな。君は、かくとも知らせ給はず、攝津の國西の宮といふ所にてぞ聞かせましましける。六月四日、東寺に入らせ給ひぬ。都にある人人も、參り集りしかば、威儀をととのへ、本の宮に還幸し給ひぬ。

三、中興の治

いつしか、賞罰のさだめありしに、兩院新帝をば宥め申し給ひて、都に住ませましましけり。されど、新帝は、僞主の儀にて、正位には用ひられざりき。改元して正慶といひしをも、本のごとく、元弘と號せられぬ。官位昇進せし輩も、みな、元弘元

年八月より、さきのままにてぞありし。平治より後、平氏世を亂りて二十六年、文治のはじめ、頼朝權を專にせしより、父子あひつぎて三十七年、承久に、義時世を執り行ひしより百十三年、すべて、百七十餘年の間、おほやけの世を一つにしらせ給ふこと絶えにしに、この天皇の御代に、掌を反すよりも易く、一統し給ひぬること、宗廟の御はからひも、時節ありけりとぞ、天下こそぞりて仰ぎ奉りける。

同じき年の冬十月に、まづ、あづまの奥をしづめらるべしとて、參議左近中將源顯家卿を、陸奥守になして遣されぬ。代、和漢の稽古をわざとして、朝家に仕へ、政務にまじはる道をのみこそ學びつれ、吏途の方にもならず、武勇の藝にもたづさはらぬことなれば、たびたびいなみ申ししかど、公家、

今上皇帝
後村上天皇。

すでに一統しぬ。文武の道、ふたつなるべからず。昔は、皇子、皇孫、もしくは、執政の子孫のみこそ、多く、軍の大將にもさされしか。今より、武を兼ねて藩屏たるべしとおほせ給ひて、御みづから、旗の銘を書かしめ給ひ、さまざまの兵器をさへ下し給ひぬ。任國に赴くことも、絶えて久しくなりにしかば、古き例をたづねて、罷申の儀あり。御前に召し、勅語ありて、御衣、御馬などを給はせき。猶、奥のかためにもと申し受けて、御子を、一所ともなひ奉りぬ。かけまくもかしこき今上皇帝の御事なれば、こまかには記さず。彼の國に著きにければ、まことに、奥の方さま、兩國をかけて、皆靡きたがひにけり。同十二月、左馬頭源直義の朝臣、相模守を兼ねて、下向せり。これも、四品上野大守成良親王をとまなひ奉りぬ。この親王、後に、しばらく、

征夷大將軍を兼ねさせ給ひき。直義は、高氏が弟なり。
 そもそも、彼の高氏、御方にまゐれりしその功は、まことに
 然るべし。ずるに、寵幸ありて、抽賞せられしかば、ひとへに、
 頼朝卿、天下をしづめしままの、心ざしにのみ成りにけるに
 や、いつしか越階して、四位に敘せられ、左兵衛督に任ぜられ
 ぬ。拜賀のさきに、やがて從三位して、程なく、參議從二位まで
 に昇りぬ。三箇國の吏務、守護、および、あまたの郡莊をたまは
 り、弟直義、左馬頭に任ぜられ、後、四位に敘せられぬ。昔、頼朝、た
 めしなき勳功ありしかど、高位、高官にのぼることは亂政な
 り。はたして、又、子孫も、早く絶えぬるは、高官のいたすところ
 かとぞ申し傳へたる。尊氏等は、頼朝、實朝が時に、親族などと
 て優恕することもなく、唯家人の列なりき。實朝の、八幡宮に

介子推がい
 ましめ
 子推は晉文公の
 臣なり。文公亡
 より還りて、從者
 を賞し、子推に
 及ばず。子推は
 なく、天實置之、
 而二三子以爲

拜賀せし日も、地下前驅、二十人の中に相加勒り。たとひ、頼朝
 が後胤なりとも、今更登用すべしとも覺えず。いはむや、久し
 き家人なり。さしたる大功もなく、かくやは抽賞せらるべ
 きと、あやしみ申す輩もありけりとぞ。
 關東の高時、天命、既に極りて、君の御運を開きしことは、更
 に、人力といひがたし。武士たる輩、いへば、數代の朝敵なり。御
 方に参りて、その家を失はぬこそ、あまりある皇恩なれ。更に、
 忠をいたし、勞をつみて、己が功と思へり。介子推がいましめも、
 を、天の功をぬすみて、己が功と思へり。介子推がいましめも、
 習ひ知る者なきにこそ。かくて、尊氏が一族ならぬ輩も、あま
 た昇進し、昇殿を許さるるもありき。されば、或人の申されし
 は、公家の御世にかへりぬるかと思ひしに、なかなか、猶、武士

penie

己力不亦誣乎、竊人之財猶謂之盜、況食天之功以爲己力乎、云云。

の世になりぬとぞありし。

四、勸賞

およそ政道といふことは、所所に記したれど、正直、慈悲を本として、決斷の力あるべきなり。これ、天照大神のあきらかなる御教なり。決斷といふにとりて、數多の道あり。一つには、その人をえらびて、官に任ず。官に、その人ある時は、君は垂拱してまします。されば、本朝にも、異朝にも、これを治世の本とす。二つには、國郡を私にせず。わかつ所、かならず、その理のままにす。三つには、功あるをば、必ず賞し、罪あるをば、必ず罰す。これ、善を勧め、惡を懲す道なり。これに、一もたがふを、亂政とはいへり。上古には、勳功あればとて、官位を進むることはな

天文に云云
周禮に天地春夏
秋冬にあてて、
官を立てたるこ
と見ゆ。又三台
星九星に象りて、
三公九卿を置く
などいへり。
名と器とは
左傳に出でたる
孔子の語。
天のつかさに
尙書に「天工人
其代之」。

かりき。常の官位の外に、勳位といふしなをおきて、一等より、十二等まであり。無位の人なれど、勳功高くて、一等にあがれば、正三位の下、從三位の上、に列るべしとぞ見えたる。又、本位ある人の、これを兼ねたるもあるべし。官位といへるは、上、三公より、下、諸司の一分にいたる、これを内官といふ。諸國の守より、史生、郡司にいたる、これを外官といふ。天文に象り、地理に法りて、各つかさどる方あれば、その才なくては、任用せらるべからざることなり。名と器とは、人にかさずともいへり。「天のつかさに、人、それ代るともいひて、君のみだりに授くるを、謬舉とし、臣のみだりに受くるを、尸祿とす。謬舉と尸祿とは、國家のやぶるる階、王業の久しからざる基なりとぞ。中古となりて、平將門追討の賞にて、藤原秀郷、正四位下に

敘せられ、武藏、下野兩國の守を兼ね、平貞盛、正五位下に敘せ
 られ、鎮守府の將軍に任ぜられぬ。安倍貞任、奥州を亂りしを、
 賴義朝臣、十二年まで戰ひて、凱旋の日、正四位下に敘せられ、
 伊豫守に任ぜられぬ。かれら、その功高しといへども、一任四
 五箇年の職なり。これ、なほ、上古の法にはかはれり。保元の賞
 には、義朝、左馬頭に轉じ、清盛、太宰大貳に任ぜられぬ。この外、
 受領、檢非違使になれるもあり。この時や、すでに、みだりがは
 しきはじめとなり、にけむ。平治よりこのかた、皇威、ことの外
 に衰へぬ。清盛、天下の權を竊み、太政大臣にあがり、子供、大臣、
 大將になりしうへは、いふに足らぬことにや。されど、朝敵に
 なりて、やがて滅亡せしかば、後の例には引きがたし。賴朝は、
 更に、一身の力にて、平氏の亂を平げ、二十餘年の御憤をやす

大織冠
藤原鎌足

め奉りき。むかし、神武の御代に、宇麻志間見命の、中州をしづ
 め、皇極の御宇に、大織冠、蘇我の一門をほろぼして、皇家をま
 たくせしより後には、たぐひなき程の勳功にや。それすら、京
 上の時、大納言大將に任ぜられしをば、固くいなみ申しける
 を、おしてなされてけり。公私のわざはひにやありけむ、その
 子は、かれが迹なれば、大臣大將になりて、やがてほろびぬ。更
 に、迹といふものなし。天意にはたがひけりと見えたり。君も、
 かかるためしを始めさせ給ひしによりて、大功なき者まで
 も、皆、かかるべき事と思ひあへり。

賴朝は、我が身かかればとて、兄弟一族をば、かたく抑へけ
 るにや。義經、五位の檢非違使にてやみぬ。範賴が參河守なり
 しは、賴朝拜賀の日、地下の前驅に召し加へたり。おごる心見

近き皇孫

清和天皇

貞純親王經基

えければにや、この兩弟をも、終に失ひにき。さらぬ親族も、多く滅されしは、おごりのはしをふせぎて、世をも久しく、家をもしづめむとにやありけむ。先祖經基は、近き皇孫なりしかど、承平の亂に、征東將軍忠文の朝臣が副將として、かれが節度をうけぬ。それより、武勇の家となり、その子滿仲より、頼信、頼義、義家相續ぎて、朝家のかためとして、久しく召し使はれにき。上にも、朝威ましまし、下にも、その分に過ぎずして、家を全くしけるにこそ。爲義にいたりて、亂にくみして、誅にふし、義朝、また、功を立てむとてほろびにき。先祖の本意に背きけることは、疑なし。

されば、よく、先蹤をわきまへ、得失を考へて、身をたて、家を全くするこそ、かしこき道なれ。愚なるたぐひは、清盛、頼朝が

源爲頼
淺原八郎と稱す。

昇進を見て、皆、かくあるべき事と思ひ、爲義、義朝が逆心をよみして、亡びたる故を知らず。近ごろ、伏見の御時、源爲頼といふをのこ、内裏に参りて、自害したりしが、かねて、諸社に獻れる箭にも、その夜射ける箭にも、太政大臣源爲頼と書きたりき。いとをかしき事に申すめれど、人の心の、みだりになり行く姿は、これにておし量るべし。義時などは、いかほどもあがりぬべくやありけむ、されど、正四位下左京權大夫にてやみぬ。まして、泰時が世になりては、子孫の末をかけて、よくおきて置きければにや、滅ぶるまでも、終に、高官にのほらず、上下の禮節をみだらざりき。近く、維貞といひし者、吹嘘によりて、修理大夫になりしをだに、いかかと申しけるが、まことに、その身も、やがて失せにき。父祖の掟にたがふは、家門を失ふし

るしなり。

五、人材登用

人は、昔を忘るるものなれど、天は、道を失はざるなるべし。さらばなど、天は、正理のままには行はれぬといふこと、疑しけれど、人の善悪は、みづからの果報なり。世の安からざるは、時の災難なり。天道も神明も、いかにともせぬ事なれど、邪なるものは、久しからずして滅び、亂れたる世も、正に反へるは、古今の理なり。これを、よく辨へ知るを、稽古といふ。

四善をとる
考課令に出づ。

昔、人をえらび用ひられし日は、まづ、徳行をつくす。徳行おなじければ、才用あるを用ふ。才用ひとしければ、勞效あるをとる。又、徳義、清慎、公平、恪勤の四善をとるとも見えたり。又、格

顯季
藤原氏。
院
白河天皇。

條には、朝に廝養たれども、夕に公卿に至るといふことのあるも、徳行、才用によりて、不次に用ひらるべき心なり。寛弘よりあなたには、まことに、才賢ければ、種姓にかかはらず、將相にいたる人もあり。寛弘以來は、譜第をさきとして、その中に、才もあり、徳もありて、職に適ひぬべき人をぞ選ばれける。世の末に、濫がはしきことを、誠められしにやありけむ。七箇國の受領をへて、合格して、公文といふこと勤へぬれば、參議に任ずと申しならはしたるを、白河の御時、修理のかみ顯季といひし人、院の御乳母の夫にて、時のきら並ぶ人なかりしが、この勞をつのりて、參議を申しけるに、院の仰に、それも、物書きての上のこととありければ、理にふしてやみぬ。この人は、歌道なども譽ありしかば、物書かぬ程のことやはあるべき。

漢の高祖
劉邦。秦楚を滅
して帝業を建つ。

又、參議になるまじき程の人にもあらじなれど、和漢の才學の足らぬにぞありけむ。白河の御代までは、よく官を重くし給ひけりと聞えたり。あまり、譜第をのみとられても、賢才の出でこぬはしなれば、上古に及びがたきことを恨むるや、かにもあれど、昔のままにては、いよいよ亂れぬべければ、譜第を重くせられけるも理なり。但、才も賢く、徳もあらはにして、登用せられむに、人の謗あるまじき程の器ならば、今とても、かならず、非重代によるまじきこととぞ覺ゆる。
その道にはあらで、一旦の勳功などいふばかりにて、武家代代の陪臣をあげて、高官を授けられむことは、朝議の濫なるのみならず、身の爲も、能く慎むべきこととぞ覺ゆる。もろこしにも、漢の高祖は、^{みづろ}すずるに、功臣をおほきに封じ、公相の

that who

光武
劉秀。王莽を滅
し、漢室を復興
す。

位をも授けしかば、はたして驕りぬ。おごりぬれば滅しぬ。よりにて、後には、功臣残なくなり、にけり。後漢の光武は、この事に懲りて、功臣に、封爵を與へけるも、その首たりし鄧禹すら、封ぜらるる所、四縣に過ぎざりき。官を任ずるには、文吏を求めえらびて、功臣をさしおきぬ。これによりて、二十八將の家、久しく傳り、昔の功も空しからず、朝には、名士、多く用ひられて、曠官の謗なかりき。彼の二十八將の中にも、鄧禹と賈復とは、そのえらびにあづかりて、官にありき。漢朝の昔だに、文武の才を備ふること、いとあり難かりけるにこそ。

六、不輸の地

次に、功田といふことは、昔は、功の品にしたがひて、大、上、中、

下の四つの功を立てて、田をあかち給ひき。その數皆定めり。大功は、世世に絶えず。その下つかたは、或は三世に傳へ、孫子に傳へ、身にとどまるもありき。天下を治むといふことは、國郡を專にせずして、その事となく、不輸の地を立てらるることのなかりしにこそ。國に守あり、郡に領あり。一國の内、みな國命の下にて治めし故に、法に背く民なかりき。かくて、國司の行迹を勤へて、賞罰ありしかば、天下の事、掌をさして行ひ易かりき。その中に、諸院、諸宮に、御封あり。親王、大臣も、又、かくのごとく、その外、官田、職田とてあるも、みな、官符を給りて、その所の正税を受くるばかりにて、國は、みな、國司の吏務なるべし。但、大功の者ぞ、今の莊園などとして傳ふるが如く、國司にいろはれずして傳へける。中古となりて、莊園、多く立てられ、

不輸の所いできしより、亂國とはなれり。上古には、この法、よくかたかりければにや、推古天皇の御時、蘇我の大臣、わが封戸をわけて、寺に寄せむと奏せしを、終に許されず。光仁天皇は、永く、神社、佛寺に寄せられし地をも、永の字は、一代に限るべしとあり。後三條院の御世こそ、このつひえを聞かせ給ひて、記録所を置かれて、國國の莊公の文書をめして、多く停廢せられしかど、白河、鳥羽の御時より、新立の地、いよいよ多くなりて、國司のしる所、百分が一になりぬ。のちさまには、國司、任に赴くことさへなくて、その人にもあらぬ目代を差して、國を治めしめしかば、いかでか、亂國とならざらむ。いはむや、文治のはじめ、國に守護職を補し、莊園郷保には、地頭を置かれしより、このかたは、更に、古の姿といふことなし。政道を行

文治のはじめ
元年十一月。

はるる道悉く絶えはてにき。たまたま一統の世にかへりぬれば、この度ぞ古きつひえをも改められぬべかりしかど、それまではあまさへの事なり。今は本所の領といひし所さへ、みな勳功に混ぜられて、累家もほとほと、その名ばかりになりぬるもあり。これみな功に矜れるともがら、君をおとし奉るによりて、皇威もいとど軽くなるかと思えたり。かかれば、その功なしといへども、いにしへより勢ある輩を懐けられむ爲にか、或は本領なりとて賜へるもあり、或は近境なりとて望むもあり、闕所をもて行はるるに足らざれば、國郡につきたりし地、もしくは諸家相傳の領までもきほひ申しけりとぞ。治らむとして、いよいよ亂れ安からむとして、ますます危くなりける、末世のいたりこそ、誠に悲しけれ。

七、人臣の道

およそ王土にははなまれて、忠をいたし、命を棄つるは、人臣の道なり。必ずこれを身の高名と思ふべきにあらず。しかれども、後の人を勵し、その迹をあはれびて、賞せらるるは、君の御政なり。下として、きほひ争ひ申すべきにはあらぬにや。まして、させる功なくして、過分の望をいたすこと、みづからあやぶむるはしなれど、前車の轍を見ることは、誠にありがたきならひなりけむかし。中古までも、人のさのみ豪強なるを戒められき。豪強になりぬれば、必ずおどる心あり。はたして、身をほろぼし、家を失ふためしあれば、戒めらるるもことわりなり。鳥羽院の御代にや、諸國の武士の源平の家に屬す

前車の轍
漢書に「前車覆後車戒」

上推古
中桓武天皇一平安朝

命令

集ル

仲間ル

ることをとどむべしといふ制符、度度ありき。源平、久しく、武
をとりて仕へしかども、事ある時は、宣旨を給りて、諸國の兵
を召し具しけるに、近代となりて、やがてかたらはるるや、か
ら（從行）多くなりしによりて、この制符は下されき。はたして、今ま
での亂世の基なれば、いひがひなき事になりにけり。

家来

忠儀

この頃よりのことわざには、一度、軍にかけあひ、或は、家の
子、郎從、節に死ぬるたぐひもあれば、わが功におきては、日本
國を給へ。若しは、半國を給りても足るべからずなどぞ申す
める。まことに、さまで思ふことはあらじなれど、やがて、これ
より亂るるはしともなり、又、朝威のかるがるしさも、おし量
らるるものなり。言語は、君子の樞機なりといへり。あからさ
まにも、君をないがしろにし、人におごることは、あるべから

言語は云云
易の繫辭に「言
行君子之樞機、
樞機之發、榮辱
之主也。」

大事

尚モ

假初モ

堅き氷は云

云

易經に「履霜堅
氷至。」

許由、巢父
共に支那古代の
隠者。
潁川
支那河南省。

ぬことにこそ。さきにも記しつる如く、堅き氷は、霜を履むよ
りいたるならひなれば、亂臣、賊子といふものは、そのはじめ、
心詞を慎まざるより出でくるなり。世の中の衰ふると申す
は、日月の光のかはるにもあらず、草木の色のあらたまるに
もあらじ。人の心のあしくなり行くを、末世とはいへるにや。
昔、許由といふ人は、帝堯の國を傳へむとありしを聞きて、潁
川に、耳を洗ひき。巢父は、これをききて、この水をだにきたな
がりて渡らざりき。その人の五臟六腑のかはるにはあらじ。
能く思ひならはせる故にこそあらめ。

なほ、行く末の人の心、思ひやるこそあさましけれ。大かた、
おのれ一身は、恩にほこるとも、萬人の怨を、残すべきことを
ば、などか顧みざらむ。君は、萬姓の主にてましませば、限ある

地をもちて、限なき人にわかたせ給はむことは、おしても量り奉るべし。もし、一國づつを望まば、六十六人にて、皆ふさがりなむ。一郡づつといふとも、日本は、五百九十四郡こそあれ、五百九十四人は悦ぶとも、千萬の人はよるこばじ。いはむや、日本の半を心ざし、みながら望まば、帝王は、いづくをしらせ給ふべきにか。かかる心の萌して、言葉にもいだし、おもてにも恥づる色のなきを、謀叛のはじめとはいふべきなり。將門は、比叡山に登りて、大内を遠見して、謀叛を思ひ企てけるも、かかるたぐひにやありけむ。昔は、人の正しくて、將門に見も懲り、ききも懲りけむを、今は、人人の心、かくのみなりにたれば、この世は、いよいよ衰へぬるにや。

漢の高祖の、天下を取りしは、蕭何、張良、韓信が力なり。これ

蕭何
高祖に仕へ相國となる。

韓信
漢の天下を取る、多く信の功なり。楚王に封ぜられ、のち殺さる。

留
河南省開封府。

文治の頃
五年七月。

泰衡
藤原秀衡の子。

重忠
畠山氏。

直實
熊谷氏。

を三傑といふ。萬人に勝れたるを、傑といふとぞ。中にも、張良は、高祖の師として、はかりごとを、帷幄の中にめぐらして、勝つことを、千里の外に決するは、この人なり」と宣ひしかど、おごることなくして、留といひて、すこしきなる所を望みて封ぜられにけり。あらゆる功臣、多くほろびしかど、張良は、身を全くしたりき。近き代の事ぞかし、頼朝の時までも、文治の頃にや、奥の泰衡を追討せしに、身づから、向ふことありしに、平重忠が先陣にて、その功勝れたりければ、五十四郡の中、いくをも望むべかりけるに、長岡の郡とて、極めたるすくなき所を望み給りけりとぞ。これは、人に、ひろく、賞をも行はしめむが爲にや、賢かりけるをのこにこそ。又、直實といひける者に、一所を與へ給ふ下文に、「日本第一の剛の者なり」と書きて

（直實）

給ひてけり。一とせ、彼の下文をもちて奏聞する人のありけるが、褒美の詞の甚しきに、與へたる所のすくなきまことに、名を重くして、利を軽くしける、いみじき事と、口口に譽めあへりけり。いかに心得て譽めけむと、いとをかし。これまでの心こそなからめ、事に觸れて、君をおとし奉り、身を高くする輩のみ、多くなれり。ありし世の、東國の風儀もかはりはてぬ、公家のふるき姿もなし、いかに成りぬる世にかと、歎くともがらもありと聞えしかど、中一とせばかりは、誠に、一統のしるし覺えて、天の下こそぞり集りて、都の中は、えはえしくこそありしか。

八 尊氏の叛

高時が餘類
北條時行等。

七代
西園寺公經、實
氏、公相、實兼、
公衡、實衡、公宗、
戚里の寄
實氏は後深草龜
山二帝の外祖、
公衡は光嚴院の
外祖。

建武乙亥^{二年}の秋のころ、滅びにし高時が餘類謀叛をおこして、鎌倉に入りぬ。直義は、成良親王を引きつれ申して、參河の國まで遁れにき。兵部卿護良親王、ことありて、鎌倉におはしましけるをば、つれ申すに及ばず、失ひ申してけり。みだれの中なれど、宿意をはたすにやありけむ。都にも、かねて、陰謀のきこえありて、嫌疑せられける中に、權大納言公宗卿召し置かれしも、このまぎれに誅せられけり。承久より、關東の方人にて、七代になりぬるにや。高時も、七代にて、滅びぬれば、運の然らしむるかとは覺ゆれど、弘仁に、死罪をとめられて後、信賴が時にこそ、めづらかなる事に申しけれ。戚里の寄も久しくなり、大納言以上に至りぬるには、同じ死罪なりとも、あらはならぬ法令もあるに、うけたまはり行ふ輩の、あまりなる

とぞ聞えし。

高氏は申しうけて、東國に向ひけるが、征夷將軍ならびに、諸國の總追捕使を望みけれど、征夷將軍になされて、悉くは許されざりき。程なく、東國は靜りにけれど、高氏望むところ達せずして、謀叛をおこす由聞えしが、十一月十日あまりにや、義貞を追討すべきよし、奏狀を上りぬ。すなはち打ちてのほりければ、京中騒動せり。追討のために、中務卿尊良親王を上將軍として、さるべき人人も、あまた遣されき。武家には、義貞の朝臣をはじめ、おほくの兵を下されしに、十二月に、官軍引きしりぞきぬ。關關を固められしかど、次の年、延元元年と改元丙子の春正月十日、官軍、又やぶれて、朝敵、既に近づきぬ。よりて、比叡山東阪本に行幸して、日吉の社にぞましましける。内裏も、すな

江
琵琶湖なり。

はち焼けぬ。累代の重寶も、多く失せにけり。昔より、ためしなき程の亂逆なり。かかりし間に、陸奥守鎮守府將軍顯家卿、このみだれを聞き、親王をさきにたて奉り、陸奥、出羽の軍兵を率して攻め上りぬ。同十三日、近江の國につきて、事のよしを奏聞せり。十四日に、江をわたりて、阪本に参りしかば、官軍大いに力を得て、山門の衆徒までも、萬歳をよばひき。同十六日より、合戦はじまりて、三十日、つひに、朝敵を追ひおとしぬ。やがて、その夜還幸し給ひき。高氏等、なほ、攝津國にありと聞えしかば、かさねて、諸將を遣されぬ。二月十三日、又、これを平げつ。朝敵は、船にのりて、西國へなむ落ちにける。諸將、および、官軍は、かつかつ歸り参りしを、東國の事、おほつかなしとて、親王も、またかへらせ給ひ、顯家卿も、任所に歸るべき由仰せ

られぬ。義貞は、筑紫へ遣されぬ。かくて、親王元服し給ひ、直に、三品に叙せられ、陸奥太守に任ぜられましましぬ。この國の太守は、はじめたることなれど、便ありとて、ぞ任じ給ひし。勸賞によりて、同母の御兄、四品成良のみこ親王を超え給ひぬ。顯家卿は、わざと、賞をば申し受けざりけりとぞ。

朝敵の黨類
赤松圓心、白旗
城に據る。
利なくして
攝津國湊川の戰
なり。
豊仁
光明天皇。

義貞朝臣は、筑紫へ下りしが、播磨の國に、朝敵の黨類ありとて、まづ、これを討治すべしとて、日を送りし程に、五月にもなりぬ。高氏等、西國の凶徒を相かたらひて、かさねて攻めのぼりぬ。官軍、利なくして、都に歸參せし程に、同二十七日に、又、山門に臨幸し給ひけり。八月にいたるまで、たびたび、合戦ありしかど、官軍、いと進まざりき。よりて、都には、元弘の時の主上の御弟に、三の御子豊仁と申しけるを、位につけ奉りぬ。十

還幸
尊氏伴りて降を
請ひ、天皇を花
山院に幽し奉る。
實世
藤原氏。

月十日の頃にや、主上、山門より還幸。いとあさましかりし事どもなれど、なほ、行く末をおぼしめす道ありしにこそ。東宮は、北國に、行啓あり。左衛門督實世卿以下の人人、左中將義貞朝臣をはじめて、さるべき兵も、あまた仕うまつりけり。主上は、尊號の儀にて、ましましき。御心をやすめ奉らむ爲にや、成良親王を、東宮にすゑ奉りぬ。

九、芳野の行宮

芳野
大和國吉野郡吉
野山。

同十二月に、忍びて、都を出でましまして、河内の國に、正成といひしが、一族を召しぐして、芳野に入らせ給ひぬ。行宮をつくりて、渡らせ給ひ、もとの如く、在位の儀にて、ぞましましける。内侍所も、うつらせ給ひ、神璽も、御身に隨へ給ひけり。誠

に奇特の事にこそありしか。芳野のみゆきにさきだちて、義兵をおこす輩もありき。臨幸の後には、國國にも御志あるたぐひ、あまた聞えしかど、次の年も暮れぬ。

又の年、延元三年戊寅の春二月、鎮守大將軍顯家卿、また親王を先だて申し、かさねて打ち上りぬ。海道の國國を、ことごとく平げて、伊勢、伊賀を経て、大和に入り、奈良の京になむ著きにける。それより、所所の合戦、あまた度、互に勝負ありしに、同五月、和泉の國石津といふ所にてのたたかひに、時や到らざりけむ。忠孝の道、ここにて極りにき。苔の下にもうづもれぬものとは、唯、徒に、名をのみぞとどめし。心うき世にもありしかな。官軍、なほ、心を勵して、男山に、陣を取りて、しばらく合戦ありしかど、朝敵しのびて、社壇を焼き拂ひしより、事ならずして、

石津

大鳥郡。太平記には阿倍野とあり。

苔の下云

和泉式部「もろ共に苔の下には朽ちずしてうづもれぬ名を見るぞ悲しき」。

男山

八幡山に同じ。

空しくさへ
延元三年閏七月、越前國藤島に戦死す。



引きしりぞきぬ。北國にありし義貞も、たびたび召されしかど、上りあへず、させる事なくて、空しくさへなりぬと聞えしかば、いふばかりなし。

さてしもやむべきならずとて、陸奥の御子、又、東へ向はしめ給ふべき定あり。左少將顯信朝臣、中將に轉じ、從三位に敍せられ、陸奥介、鎮守將軍を兼ねしめて遣されぬ。東國の官軍、ことごとく、彼の節度に從ふべきよしを仰せられぬ。親王は、儲君に立たせ給ふべき旨申し、念かせ給ひて、道の程もかたじけなかるべし。國にてはあらはさせ給へとなむ申されし。異母の御兄も、數多ましましき。同母の御兄も、前東宮恆良親王、成良親王ましまししに、かく定り給ひぬるも、天命なればかたじけなし。七月の末つ方、伊勢に越えさせ給ひて、神宮に、

事のよしを啓して、御船のよそひし、九月のはじめ、纜をとかれしに、十日あまりの事にや、上總の地近くより、空の景色、おどろおどろしく、海上荒くなりしかば、又、伊豆の崎といふ方に漂はれしに、いとど、波風おびただしくなりて、あまたの船、行き方知らずなりけるに、御子の御船は、さはりなく、伊勢の海に著かせ給ひぬ。顯信朝臣は、もとより、御船にさぶらひけり。同じ風のまぎれに、東をさして、常陸の國なる内の海に來つきたる船ありき。方方にただよひし中に、この二つの船、おなじ風にて、東西に吹き分けられぬ。末の世には、めづらかなるためしにぞあるべき。儲の君に定らせ給ひて、例なき鄙の御住居も、いかがと覺えしに、皇大神のとどめさせ給ひけるなるべし。後に、芳野へ入らせましまして、御目の前にて、天位

内の海

太平記に「北島大納言入道宗徒の船は、常陸國東條浦へ吹き寄せたり」と見ゆ。

ヒツギ

ヒツ

を繼がせ給ひしかば、いとど思ひあはせられて、尊くもありしかな。又、常陸は、もとより心ざす方なれば、御志ある輩相はからひて、義兵こはくなりぬ。奥州、野州の守も、次の年の春、重ねて下向して、おのおの國につきにき。

さても、舊都には、戊寅の年の冬、改元して、曆應とぞいひける。芳野の宮には、もとの延元の號なれば、國國も、思思の年號なりき。もろこしには、かかるためし多けれど、この國には、例なし。されど、四とせにもなりぬるにや、大日本島根は、もとよりの皇都なり。内侍所、神璽も、芳野におはしませば、いづくか、都にあらざるべき。さても、八月の十日、あまり六日にや、秋霧におかされさせ給ひて、かくれましましぬとぞ聞えし。寢るが中なる夢の世、今にはじめぬ習とは知りながら、かずかず、

八月
延元四年のなり。

獲麟に
孔子春秋を作り
て、魯哀公十有
四年春、西狩獲
麟とあるにて、
筆をとめたり。
仲尼は孔子の字。

左大臣
藤原經忠。

目の前なる心ちして、老の涙もかきあへねば、筆の迹さへとどこほりぬ。昔、仲尼は、獲麟に、筆を絶つとあれば、茲にてとどまりたくはあれど、神皇正統のよこしまなるまじきことわりを申しのべて、素意の末をもあらはさまほしくて、しひて記しつくるなり。かねて、時をもさとらしめ給ひけるにや、前の夜より、親王をば、左大臣の第へうつし奉られて、三種の神器を傳へ申されぬ。後の號をば、仰のままにて、後醍醐の天皇と申す。

天下を治め給ふこと二十年、五十二歳おはしましき。

むかし、仲哀天皇、熊襲を攻めさせ給ひし行宮にて、神さりましましき。されど、神功皇后、程なく、三韓を平げ、諸皇子の亂を鎮められて、胎中の天皇の御代に定りき。この君、聖運まし

まししかば、百七十餘年、中絶えにし、一統の天下をしらせ給ひて、御目の前にて、日嗣を定めさせ給ひぬ。功もなく、徳もなきぬす人、世におこりて、四とせあまりが程、宸襟をなやまし、御世をすぐさせ給ひぬれば、御怨念のすゑ、空しくありなむや。今の御門、又、天照大神よりこの方の正統を受けましましぬれば、この御光に、争ひ奉る者やあるべき。中中、かくて靜るべき時の運とぞ覺ゆる。

新撰神皇正統記讀本終

山本一

Takekige



大正三年九月二十五日印刷
大正三年九月二十八日發行
大正三年十一月十七日訂正印刷
大正三年十一月二十日訂正發行

新撰神皇正統記讀本

定價金參拾錢

大正七年度臨時定價金參拾五錢

著者

金子元臣

發行者

株式會社明治書院

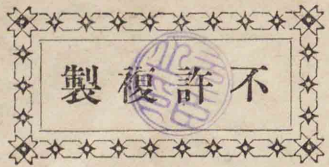
東京市神田區錦町一丁目十番地

取締役社長 三樹一平

印刷者

檜山定吉

東京市神田區三崎町三丁目一番地



發行所

東京市神田區錦町一丁目
電話神田二三九八番

株式會社

明治書院

(振替貯金口座東京四九九一番)

